

現代企業会計の全体的あり方 ——「配分」と「評価」の関係性を巡って——

石 川 純 治

目次

Part 配分と評価の関係性

- 1 はじめに - 対立観と融合観 -
 - 2 「全体」を見せる - 全体の再構成問題 -
 - 3 金融資産と時価評価損益 - フロー配分かストック評価か (その1) -
 - 4 年金債務と年金費用 - フロー配分かストック評価か (その2) -
 - 5 「配分」と「評価」の関係性 - 「補完」の意味合いを巡って -
- 補論1 減損会計と「原価」性 - 原価計算とのかかわりで -

Part 補完か併存か

- 6 異なる計算系の併存 - 「補完」か「併存」か -
- 7 金融・証券経済の会計 - 別枠論として -
- 8 公正価値会計の資本維持 - 利益決定と新たな資本維持 -
- 9 包括利益概念とのかかわり - 何をどう「包括」するか -
- 10 むすび

補論2 「企業会計原則」との整合性問題(1) - 金融商品会計と退職給付会計のケース -

補論3 「企業会計原則」との整合性問題(2) - 繰延税金資産と貸倒懸念債権のケース -

補論4 「企業会計原則」修正の変遷と今日 - 現実と規範 -

キーワード：配分、評価、減損会計、金融商品会計、退職給付会計、時価評価損益、年金費用、公正価値会計、資本維持、包括利益、業績報告の I A S B 案、税効果会計、繰延税金資産、貸倒懸念債権、企業会計原則、損益計算の基本原則、商法改正、省令委任、開示規制、配当規制、日本版概念フレームワーク

Part 配分と評価の関係性

1 はじめに - 対立観と融合観 -

固定資産の減損会計の制度化（2006年3月期より導入が決定）で、いわゆる「会計ビッグバン」といわれる一連の新しい会計基準が出そうことになる。この減損会計は、これまでの会計配分の枠組み（適正な期間損益計算との一貫性）として捉える見解もあれば、今日的な「時価会計」の枠組み（特定時点での資産価値の下方修正）として捉える見解もある。

この見解の対立は、なにも減損会計のケースにかぎらず、今日の企業会計の全体のあり方をどう捉えるのかにもかわる。たとえば米山[2001]では、大きくは「配分スキーム」（期間損益に経験的な解釈を与える）と、それに対置される「評価スキーム」（ストックの評価額に経験的な解釈を与える）という、2つの対立する思考軸のもと、減損会計を前者の立場で説こうとした。すなわち、減損の手続を後者の見地——ストックの評価額の経験的な解釈を取り戻す手続——ではなく、前者の見地——期間損益の経験的な解釈を取り戻す手続——から説こうとした。

「経験的な解釈」という幾分抽象的な表現ではあるが、両者は減損会計による簿価切り下げの手続が何を「取り戻す」ための会計処理かその見解の相違、つまり取り戻す「対象」の相違——「期間損益の経験的な解釈」か、それとも「ストックの評価額の経験的な解釈」か——にほかならない。前者の立場をより具体的に言えば、期間損益の「正常性」を取り戻すという見地にたっている¹⁾ 筆者は、したがって米山[2001]のこの一貫した見解を、その書評の冒頭で次のように評した。

「今日、会計はともすると『財務透明性』といった言葉にも垣間見られるように、利益計算よりも実態開示の面が強調され、そのもとで利益計算を支える『期間配分』の思考よりも、ストックの『価値評価』の思考がより強くでてくる（注）。

ここに、『配分』と『評価』という基本的に相異なる思考の対立視点がある。本書のねらいどこを、とりわけそのタイトルに即して端的に言えば、減損会計を『評価』ではなく『配分』のロジックで統一的に説こうとする点にある」(石川[2002 a]185頁)

注：「そこでの利益の計算とはいえば、期間配分の思考での自律的な存在から、価値評価の思考を受けて従属的な存在となる。他方、ストック評価の方は逆に前者では配分思考に従属した評価になるのに対し、後者ではより自律的な価値評価となる。少なくとも、これまでの利益計算は前者の思考を基礎にしているといえる」²⁾ (同190頁)。

その後、昨年末にその米山[2001]の増補版が出版されたが、そこでは「本書(初版 - 引用者)のキーワードでありながら初版では厳密な議論をし尽くせなかった、配分と評価との関係が改めて論じられている」(米山[2003](増補版)はしがき i 頁)とし、その補遺 1 で「本書(初版 - 引用者)の議論においては暗黙のうち、配分の手続と評価の手続とが相互に排他的で、相容れない関係にあるものと考えてきた」(同203頁、傍点は引用者) 両者の関係が“再考”されている。それは、端的には、補遺 1 のタイトル「配分と評価の『融合』」での「融合」という用語に象徴されている。

本稿の Part においては、この「融合」の意味合いをさぐりながら、今日の企業会計の全体がどのような会計枠組みや会計思考から成り立っているか、そのあり方を考察する³⁾。そのさい、「配分」と「評価」は1つの重要なキー概念となり、とりわけその関係を検討することは今日の企業会計が全体としてなお整合性ある姿をとどめていると見るか、それともなんらかのかたちで変容をとげていると見るか、その考察の重要な手がかりになりうる。

以下、まず第 2 節では今日の企業会計の全体枠組みが、「配分」と「評価」の 2 つの基軸からどう構成されるか(全体をどう描くか)、という問題設定を行う。第 3 節と第 4 節では、それぞれ 2 つのケース(金融資産と年金債務)を取り上げ、配分のロジックかストック評価かという観点から議論する。第 5 節では、米山[2003]での「配分」と「評価」のあらたな関係、とりわけそ

こでの重要なキーワードとなる「補完」の関係をめぐって議論する（以上、Part ）。

第6節以降のPart では、以上とは異なる視点から、すなわち「補完が併存か」という問いかけでもって、(Part での)補完や両立の問題をあらためて考えてみる。まず第6節では別枠論としての金融・証券経済の会計を、続く第7節では公正価値会計の資本維持概念をとりあげて、それぞれ今日の企業会計の全体的あり方を議論する。第9節では包括利益概念とのかかわり、特にこれまでの議論をふまえて、それが「何をどう包括しているか」について議論する。いずれも、「補完が併存か」の問いかけに1つの足がかりを与えるであろう。最後に、本稿の要約と今後の検討課題を述べる（以上、Part ）。

なお、補論1では期間利益の経験的な解釈を重視する考え方がストック評価額の経験的解釈とどうかかわるかに関して、とくに事業用固定資産の減損会計での「使用価値」の測定と原価計算とのかかわりについて論じる。補論2では、本文で評価の手續に属すると考えられた2つのケース（金融商品会計と退職給付会計）は、現行の「企業会計原則」ではどのような扱いになっているかをみることで、今日の新しい会計基準と「企業会計原則」との整合性の問題を検討する。補論3では、さらに2つのケース（繰延税金資産と貸倒懸念債権）を取り上げて、同じく整合性問題を検討する。補論4では、現行の「企業会計原則」の見直し、あるいは新たな概念枠組みの必要性など、新たな会計秩序の構築問題について、特に現実と規範のあり方という視点から取り上げてみる。

2 「全体」を見せる - 全体枠組みの再構成問題 -

石川[2002 a]の「6 若干の課題 - 配分概念 -」では、筆者の問題意識から、米山[2001]の3つの課題を指摘したが、特にその第2が本稿（Part ）での議論にかかわる。幾分長くなるが、ここにそのまま再録しておきたい。

「第2は、『配分スキーム』と『評価スキーム』に関してである。これも、本書における基本的な分析枠組みであるだけに重要なところである。ここでは特に有価証券のケースでみておきたい。先にみたように、時価の有利な変動を期待する有価証券への投資は時価を超えるのれんを期待できない。そこでの期待の変化は、時価の変化としてあらわれるだけで（むしろ変化それ自体が前提）、そこにはこれまでの配分計画の修正といった特別の会計処理を要しない。同じく、成果計算といっても、これまでの『配分スキーム』に基づくものと、有価証券のケースのように『評価スキーム』に基づくものがあるわけである。

となると、成果計算（資本利益計算）としての会計の『全体』はどのような構成になるのか、大きくはこの2つのスキームに基づく成果計算の『併存会計』ということになるのか、ここに全体の体系の問題が問われてくる。そのためにも、本書でいうところの『評価スキーム』のいくつかのケースを取り上げて、本書での『配分スキーム』のケースとともに、その『全体をみせる』というさらなる作業が必要になるように思える。

しかも、そのさい、そもそも有価証券が『評価スキーム』のケースであることに合意が得られているのかどうか、このこと自体の検討もお必要である。なぜなら、有価証券の時価変動損益を『配分』の観点から捉える見解があるからである。さらには、本書のテーマである減損会計についても、それを配分でなく『評価スキーム』のケースとして捉える見解も存在している。したがって、こうした依然として理論的な決着をみていない論点も含めて、全体の枠組構成がどうなっているかがさらなる検討課題であるといえる」（石川[2002 a]189頁）

この第2番目の課題として筆者が言いたかったことは、要は、今日の企業会計の「全体」をどう見せるか（説明するか）かということであり、とりわけそれを「配分スキーム」と「評価スキーム」という対立する枠組みでどう再構成するかという点であった。つまり、全体枠組みの再構成問題を問うたわけである。別稿で、「今日の『時価会計』を考える際、それが依然として伝統的な配分思考（フロー志向）に基礎をおくものか、それともそれとは異なる価値評価（ストック志向）に基礎をおくものか、この観点からの検討は重要であるように思える」（石川[2002 f]9頁）と書いたゆえんである。

ここで、「スキーム」という用語について若干触れておけば、スキームに

は「仕組み、機構、システム、体系」といった意味（広辞苑他）がある。となると、「配分スキーム」と「評価スキーム」は、それぞれが1つの思考の仕組み、ないし枠組みといった意味合いをもち、したがってその全体は暗黙裏に両スキームの2元論的構成ということが想定されていたともいえる。

いずれにせよ、今日の企業会計の全体がどうなっているか、その再構成問題に具体的に応えるには、評価スキームと考えられるケースにどのようなものがあるか、それを配分スキームのケースと並べて理論的に比較検討することが必要になる。米山[2003]の補論1で取り上げられた金融資産の時価評価は、上記引用でも指摘しているように、まさに筆者が想定していたケースの1つにほかならない。

3 金融資産と時価評価損益 - フロー配分かストック評価か (その1) -

(1) 時価評価損益と配分のロジック

金融資産の時価評価、とりわけ（売買目的）有価証券の時価評価損益はなんらかの「配分」のロジックで説明されうるものであろうか。これが、筆者のそもそもの問題意識であった。というのは、たとえば次のような金融商品に関するいくつかの有力な見解があるからである（傍点はいずれも引用者）。

「金融資産の価値 = 時価の変動は、実物資産の場合と違って、それ自体がキャッシュフローの実現と同じ意味を持っているのである。…金融資産から得られる将来のキャッシュフローは、いつでもそれと等価な市場価格で現在のキャッシュフローに変えられる。その価格が誰にとっても同じであれば、金融資産の時価の変動は、すでに確定した投資の成果として、売買を通して換金されていなくても実現した利益と見られるのである」；「金融資産の時価評価損益は、その大半が実現利益の概念と両立する」（斎藤[1998]28頁、25頁）

「会計上の利益計算の本質は一貫してキャッシュフローの配分計算にあることに変わりはない」（辻山[2002]357頁）

「年度の利益 (net income) は、営業活動から生じるキャッシュフローの期

間配分によって計算され、...この純利益は、...実現の概念と対応 / 配分の概念に規定されている。その純利益の概念の根幹は、金融商品を時価評価する会計基準や減損ともなって固定資産の評価額を切り下げる会計基準が登場した現在でもなお、揺るぎない強固なものとして存在しつづけている」(大日方[2002]375頁)

では「配分」概念は直接でていないが(実現概念はでている)、
、
で
は「配分計算」、「配分の概念」といった用語でもって説明がなされている。
これらの見解が有価証券の時価評価損益を配分のロジックで説こうとしている
と断定できるかどうかはともかく⁴⁾、
と
の見解ではそうした見解にき
わめて近いといえる。

(2) 若干の私見

ここで若干の私見を述べれば、すでに石川[2003 a]でも議論したように、
売買目的有価証券の評価損益がいかなる意味でキャッシュフローの「配分」
なのか、という問いがでてくる。というのは、それは有価証券が売却された
あとからみでの“結果的配分”であっても、そこに事前の配分ルールを見出
すことは難しいと思われるからである。この事前の配分ルールの存在いかん
が、仮に配分を広く解釈するにしても、その1つの制約要件(歯止め)にな
るようにも思える。いずれにせよ、それはこれまでの会計配分での配分とは
同一の内容をもつとはいえないように思える。

「配分対象となる総額が前もって決まらない(不確定)、しかも結果的にみてブ
ラス(評価益)にもマイナス(評価損)にも不規則に『配分』されるものを、は
たして『配分』といえるかどうか。少なくとも、それは伝統的な配分の概念とは
異なる」(石川[2003 a]12-13頁)。

そもそも売買目的有価証券やデリバティブなど金融(派生)商品にかかわ
る利益計算にあっては、伝統的な、つまり不確実なものではなく、何らかの
かたちで確定している「収支」とのかかわりが必ずしも明らかにされている
わけではない。

後述するように、そこでの時価(広くは公正価値)の測定が当初認識時から

切り離された特定時点での新たな情報や仮定に基づくかぎり（直接的再測定）、その変動差額が配分思考になじむものかどうかが問題となる。たとえば、次のFASB[1990]の見解にもられるように、こうした直接的再測定は伝統的な配分思考とは本来異質なものであるように思える（補論2も参照されたい）。

- ①「市場の現在の状態を重視する直接的測定は、過去の情報を基礎とする毎期の配分および調整の手続とは対照的なものである。…重点は常に現在の測定額にあるのであって、歴史的簿価の配分にあるのではない」（FASB[1990]para.83、傍点は引用者）；②「会計的配分は、…当初の金額をあらかじめ定められた方法で各期に割り当てるもの」（同 para.24、傍点は引用者）

(3) ストック評価と配分計算のかかわり

先の(1)での見解に対し、以下の見解は「配分」の観点とはやや趣を異にしているようにみえる（下線および傍点は引用者）。

「ストックの評価替えを通じた配分計算と、価値の評価からは独立した配分計算との選択が、当面の争点になっている」（斎藤[1995]125頁）

「時価評価がふたたび関心を集める最近の議論では、このコストの配分の枠組みと両立する価値の評価と、それに基づく損益認識が模索されている」（同126頁）；「キャッシュフローの期間配分という枠組みは、原則的に承認されている」（同125頁）

「伝統的な収益・費用アプローチは販売や換金などの取引に着目して実現をとらえてきたが、それに対して資産・負債アプローチは、事業から切り離された金融商品の評価に基づいて、実現した利益をとらえる可能性を拓くものであった。取引というフローを測るやり方が見落としてきた利益実現の一面を、ストックの評価という面から拾い上げたわけである。企業会計の中心となる実現利益において、それは取引に基づくキャッシュフローの期間配分を補完する役割を果たしたといえる」（斎藤[2002]435頁）

では、事業投資での原価配分が想定されている後段とは異なり、そこではストックの価値評価が配分計算と結びついている点が注目される。そして

での「両立する」ということが1つの論点となる。さらに、にいたってはストック評価思考がより“直接的”ででの（ストック評価に基づく）“配分計算”という捉え方は必ずしも明示的でない。そして、先のでの実現概念と照らし合わせれば、これは（その他有価証券ではなく）売買目的有価証券の時価評価損益に関する説明であり、しかもそこではストック評価による実現利益という新たな概念が、これまでの実現利益の計算（キャッシュフローの配分）に対する「補完」という位置づけで登場している。実は、先に出てきた「両立」とともに、この「補完」が後述するように1つの重要なキーワードとなる。

さて、米山[2003]ではどう説明されているか、これが当面の検討課題であるが、その前に配分スキームか評価スキームかという観点から議論になりそうなもう1つのケース、すなわち退職給付会計（年金会計）を取り上げておこう。

4 年金債務と年金費用 - フロー配分かストック評価か（その2） -

年金会計は負債の時価会計の典型例というのが通説のようだが、そこでは必ずしも時価会計が徹底されているわけではなく、また配分スキームとしての議論が否定されうるかどうかについてもなお検討の余地がある⁵⁾。

そこで、本節では年金債務を非金融長期負債と捉えたうえで、非金融長期資産である事業用資産との対比において、その点を検討してみる。

(1) 配分の枠組み

事業用固定資産も年金債務も、ともにそれぞれ事業用に“固定”された資産であり負債である。そして、キャッシュフロー（支出）の配分という観点からは、減価償却が（確定した）過去キャッシュフローの期間配分（繰延配分）であるのに対し、年金費用は（未確定の）将来キャッシュフローの期間配分（見越配分ないし引当配分）である。

さらに、費用と資産・負債の関係は、前者すなわち減価償却と資産簿価の関係では、過去支出であるがゆえに、配分（費用）と未配分（繰延配分としての資産）の関係であり、後者すなわち年金費用と年金債務の関係では、将来

支出であるがゆえに、見越ないし引当配分としての費用とその累積としての負債の関係となる。

ここにキャッシュフロー（収支）、その発生主義／配分に基づく収益・費用（以上の2つがフロー）、そして資産・負債（ストック）の伝統的な関係性がある（図表1の㊦と㊧の対応）。

図表1 年金費用と減価償却 - 配分計算と価値評価 -

配分と評価	配分計算		価値評価
長期負債・資産			
年金費用 (事業用固定負債)	㊦引当配分	㊧P V計算 (配分計算説)	㊨P V計算 (時価測定説)
減価償却 (事業用固定資産)	㊩規則償却	㊪利息法 (利子率固定)	㊫P Vの期間差額 (利子率変動)

ところで、減価償却にも配分スキームでの「利息法」に相当する償却方法が考えられる。いわゆる「償却基金法」（減債基金法）や「年金法」とよばれる減価償却がそれである。後者の方法は名目投下資本（取得原価＝名目資本）のみならずその利子分も回収計算に組み込む財務的な償却方法といえる。そして、この事業用固定資産での利息法に相当する減価償却と年金債務での年金費用とに1つの対応関係を見ることも可能である（図表1の㊧と㊪の対応）。ただ、事業用固定資産も年金債務もともに金融資産・負債とは考えにくいので、ここに利息法の全面適用説の1つの問題点が指摘される⁶⁾。

ここで、利息法の全面適用説に触れておくと、その根拠は経営者の合理的期待（最低限の投資収益期待）にある。問題は、そうした合理的期待が会計の対象になりうるか、とりわけ「伝統的な減価償却や償却の手続は、企業の投資に対する収益に関する合理的期待を考慮せずに、たんに投資の回収のみを測定していることになる」（FASB[1990]邦訳115頁、傍点は引用者）というとき、そもそも会計の目的がそうした合理的期待計算を措定するものかという点にある。ここに、会計目的とのかねあいで、先に利息法の減価償却を財務的な

償却方法と述べたように、「会計と財務の交錯」という古くてまた新しい今日の問題がある⁷⁾。

ちなみに、この期間損益計算に最低限の投資収益を期待する考え方も、期間損益の正常性の確保とはまた異なる、「損益計算の経験的解釈」の1つであろう。実際、金融商品の時価評価損益はそうした性格を有しているともいえる（第8節で議論する）。したがって、ここに、会計計算の目的 期間損益計算の経験的解釈 個々の会計ルールの解釈、という一連の規定関係に留意する必要がある。そのさい、出発点の会計計算の目的が必ずしも本来の期間損益計算だけではないことも留意しておく必要がある。

「今日の企業会計にみられる財務実態・財務リスクの開示や財務透明性の向上、あるいは企業価値の評価、さらには『転ばぬ先の杖』としての会計、といった観点は、損益計算の観点とは明らかに異なる要請である。今日の企業会計はこうした会計に求められるものそれ自体が多様であり（あれも会計、これも会計）、そのことがまた先にみた企業会計のハイブリッドな構造を生み出している」（石川[2004 b]72頁）

(2) 評価の枠組み

さらに、石川[2004 a]でも議論したことだが、減価償却を評価の観点から捉えてみよう。すなわち、期末時点で割引現在価値（ないし時価）を再計算し、期首時点での割引現在価値（PV）との差額として減価償却を捉えるということである。利息法の減価償却では利子率が固定されていたが、ここでは特定時点での価値評価を行うので、PV計算にその時点での利子率が用いられる。したがって、それは配分の枠組みではなく評価の枠組みであり、したがってそこでのフローはといえば、あくまでストックの価値評価額差額となる⁸⁾。

この減価償却の捉え方は、年金債務の時価測定説の捉え方と共通する⁹⁾（図表1の◎と⊙の対応）。言うまでもなく、減価償却に関する現行実務では◎PVの期間差額はいうにおよばず、先の⊙利息法の減価償却も基本的に行わ

れていない。にもかかわらず、年金債務を（事業に拘束された）非金融固定負債とみたとき、減価償却の㉑と㉒の方法にそれぞれ対応する㉓ないし㉔が行われることになった。

先にみたように、これまでの退職給与引当金としての配分方法（引当配分）は、減価償却での㉑規則償却（定額・定率法など）の方法（繰延配分）と同じ配分スキームの枠組みであるが、それが今日、㉓あるいは㉔へと変更されたわけである。事業用固定資産も年金債務も、それぞれ事業用に固定された資産であり負債であるという意味で両者は共通の性格をもつ。にもかかわらず、年金債務にだけ、なぜ㉑から㉓（配分スキームの枠内）あるいは㉔（評価スキーム）への変容がなされたのか（㉔が通説的、これが問われる（補論2では現行の「企業会計原則」との整合性に触れている）。したがって、石川[2004b]では次のように述べた。

「仮に、この年金会計の㉑から㉓あるいは㉔への変容と整合する固定資産会計の形を求めるなら、減価償却にも㉑から㉒あるいは㉒への同様の変容が求められる。先に述べたように、仮に減価償却が㉒PVの期間差額として捉えられるようになるなら、減価償却が配分スキームの象徴的存在であるだけに、企業会計の全体は価値評価思考に根ざす会計ルールで覆われることになるだろう」（石川[2004b] 71頁）

以上、2つのケースでもって企業会計の今日的な「変容」についてみてきたが、実はそれを変容あるいは変質とみるかどうかは、その変容の内容やレベルもふくめて、本稿の検討課題である「配分」と「評価」の関係の解釈いかにかかわる。これが以下の問題となる。

5 配分と評価の関係性 - 「補完」の意味合いを巡って -

さて、米山[2003]では以上の2つのケース（資産と負債の時価評価）もふくめて、「配分」（配分スキーム）と「評価」（評価スキーム）の関係はどう“再考”

されているか、これが本節の検討課題となる。結論を先に言えば、端的には次の説明のなかにそのあらたな解釈が読みとれる。

「評価の手続と配分の手続は常に二律背反の関係にあるといいうるかどうかとなると、話は違ってくる。むしろ議論をもう少し一般化するなら、ストック評価額の経験的解釈に依存する測定操作（継続的な時価評価など）を行った場合も、そこから導かれてくる利益概念に経験的な解釈を付与しうる。本書の語法を踏襲するなら評価は配分と対をなす概念であるが、期間損益に経験的な解釈を与えうる点で、両者は必ずしも対立しあう関係にあるわけではない」（米山[2003]205-6頁、下線および傍点は引用者）

この説明にみられるように、「評価」が初版での説明のように必ずしも「ストック評価に経験的な解釈を与える」のではなく、配分とおなじく「期間損益に経験的な解釈を与えうる」という観点から、そのあらたな解釈が与えられている。

(1) 金融資産の時価評価

たとえば先の金融資産の時価評価では、「期間損益に経験的な解釈を与えるための手段として、特定の属性値によりストックを評価し、その差分を期間損益に反映させているケースの典型例としては、金融資産の時価評価を挙げられる」（米山[2003]206頁、傍点は引用者）と説明されている。

ここで注意したいのは、第3節の「(1) 時価評価損益と配分のロジック」での から の3つの見解との比較である。いずれも（実態・リスク開示ではなく）利益計算の観点に立っている点では共通するが、その計算のロジックは必ずしも同じでない。上記の引用では、ストックの評価 その差分 期間損益、となっている。これが、どのような意味で「キャッシュフローの配分計算」かと問うたとき、その答えいかんがストック評価と配分計算との関係の1つの手がかりになる。

その点で、第3節の「(3) ストック評価と配分計算のかかわり」で挙げた から （特に ）の見解は、上記の米山[2003]の見解とある種の類似性が

ある。そこでは、いずれもストック評価による利益計算が、そうしたストック評価から独立した配分計算による利益計算と（これが伝統的な利益計算）、利益計算という点で「両立」する。さらに、その両立の内容はといえば、前者が後者では捉えられなかった実現利益の計算（キャッシュフローの期間配分）を「補完」しているとみているわけである。

まさに、米山[2003]が「評価の手続は、むしろ配分のロジックにもとづく利益の計算を補完するものと意義づけられる」（221頁、傍点は引用者）と結論づけている点と軌を一にしている。この点で、配分と評価の「融合」とは、端的に言えば「補完」の関係ということになる。

したがって、先に述べた初版での「配分スキーム」と「評価スキーム」による二元論的な全体構成およびそこでの「スキーム」という用語は“後退”し、ここに二元論的構成から補完的一元論の全体構成へ、その“再考の構図”をみてとれる。

なお、筆者は第3節の「(2) 若干の私見」での論点もふくめて、こうした「補完」という関係での再構成論に必ずしも全面的に同意するわけではない。この点については次節以降（Part ）で論じるが、少なくとも言えることは、今日の企業会計の「全体」を見せようとした点で、とりわけそれを「補完」という関係でもって一定の整合性ある全体構造を示そうとした点で、評価されるべきであるように思える。

以上、米山[2003]での「配分」と「評価」の関係がどう“再考”されているかは、上記の議論で十分かと思われるが、もう1つのケース（退職給付会計）についても若干触れておきたい。

(2) 年金債務の時価評価

米山[2003]では、先の金融資産の時価評価と同じく、退職給付会計についても「期間損益に経験的な解釈を与えるための手段として、特定の属性値によりストックを評価し、その差分を期間損益に反映させているケースの典型例としては、もうひとつ、退職給付会計を挙げられる」（207頁、傍点は引用者）としている。そして、(割引現在価値計算にもとづく)年金債務の当期増加額が

年金費用になるが、そのことを「それは直接的な解釈を付与できるようなストック評価額にもとづく、期間費用の計算手段と意義づけられる」（207頁、傍点は引用者）としている。

だが、年金費用は、先の金融資産（その典型は売買目的有価証券）の時価評価損益とは、将来キャッシュフローに関して明らかに異なる点がある。すなわち、有価証券のケースでは将来キャッシュ・インフロー（売却価格）はまさに不確実であるのに対し、年金債務のケースでは将来キャッシュ・アウトフロー（退職給付額）はまったく不確実ではなく、何らかのかたちでその見積もりが可能である。そのことから、年金費用を構成する勤務費用（年金費用 = 勤務費用 + 利息費用）は、退職時に予想される退職給付額の当期発生分——それはストック評価額（年金債務）の差分に比してより直接的なフロー配分といえる——の割引現在価値額としても計算されうる¹⁰⁾。

さらにいえば、各期の年金費用は、割引現在価値計算を行うかどうかにかかわらず、何らかのかたちで見積もられた将来キャッシュ・アウトフローの期間配分になっている（割引現在価値計算を行うと、勤務費用 + 利息費用の全期間合計 = 退職給付合計額となる）。それは、先に述べた有価証券のケースでの、事前の配分ルールを見出し難い“結果的配分”とは明らかに異なる。したがって、それを従来の配分思考の枠内で論じ得る余地が依然として存在する¹¹⁾。

ここで「発生主義」について若干触れておくと、そうした従来の配分思考の枠組みを支える基本ルールが発生主義（実現・配分・対応）にほかならないが、ストック評価に基づく期間損益計算がその発生主義とどう結びつくか、これが1つの問題となる。「とりわけ理論的・概念的には資産・負債観と発生主義がどう結びつくかの検討が必要となろう」（石川[2004 a]5-6頁）と述べたゆえんである。上で引用した「直接的な解釈」が付与されるストックの評価額が、期間損益計算、とりわけこれまでの収益費用観——そこでは必ずしもストック評価額に直接的な解釈が付与されない——にもとづくそれと、どこまで両立しうるか、依然として議論の余地があるように思える（より詳しくは補論2を参照）。

(3) 配分と評価の「融合」 - 補完的一元論へ -

こうして、金融資産の時価評価も年金債務の時価評価も、いずれも「『評価の^①手続』が期間損益に^②整合的な^③解釈を付与するための^④手段として用いられるケース」(米山[2003]208-9頁、傍点は引用者)と意義づけられる¹²⁾。そして、「評価の手続は、期間損益の^⑤経験的な^⑥解釈を重視する立場と^⑦両立する。…評価の手続は、本書(初版-引用者)のように^⑧意義づけた^⑨配分の手続(期間損益の意味を重視した測定操作)と対立するものではなく、むしろ場合によっては、^⑩配分手続の一^⑪形態と位置づけられることとなる」(同209頁、傍点は引用者)、あるいは「配分の手続と評価の手続との関係は相互に排他的なものとはいえず、むしろ^⑫配分という^⑬手続の一^⑭環で^⑮評価の手続が行われているようにみえる」(同211頁、傍点は引用者)と、「配分」と対置されていた「評価」にあらたな解釈が与えられている。

このあらたな解釈の重要な点は、「補完」、「両立」という用語に象徴されるように、評価の手続に属する新しい会計ルールが、配分の手続に属する従来の会計ルールと「期間損益に^⑯経験的な^⑰解釈を与える」という点で対立するものでないという点である。まさに、本節の冒頭で示した引用をここで繰り返せば、

- ① 「評価は配分と対をなす概念であるが、期間損益に^⑱経験的な^⑲解釈を与える点で、両者は必ずしも対立しあう関係にあるわけではない」(米山[2003]205-6頁)；
- ② 「少数の例外はみられるものの、評価の手続は、むしろ配分の^⑳ロジックにもとづく利益の計算を補完するものと^㉑意義づけられる」(同221頁、いずれも傍点は引用者)

となる。

こうして、企業会計の全体は、端的に言って、米山[2001]で暗黙裏に想定されていた「配分スキーム」と「評価スキーム」の2元論的構成から、配分手続の一環としての評価手続という補完的一元論へ、あらたな構成論が想定されることになる。

(4) 評価手続きの今日的浸透 - 「補完」の背景 -

米山[2003]では、こうした（配分と評価の「融合」としての）評価手続きの今日的浸透の背景につき3点、すなわち（FASBなど各国基準設定主体による）配分手続きを補完する評価手続きの必要性の明示、ストック評価額の見積もりの信頼性の向上、信頼性との対比でバリュース・レリバンスを重視する考え方の台頭、が挙げられている。ここでは、特ににつき、とりわけ本節(1)での金融資産の時価評価の議論とのかかわりで若干触れておきたい。

上記で重要な点は、次の引用にみるように、「配分の裁量性 配分手続きに対する一定の制約」という評価手続きによる補完の意味にかかわる視点である。

「...むしろ評価手続の導入は、配分手続に一定の制約を課すために行われたものといえる。評価の手続を欠くかつての状況では、繰延費用・繰延収益が無制限に許容されることとなり、裁量の余地が過度に残されていた期間利益に対する十分な信頼性は得られなかった。こういう事実認識にもとづき、ストックの評価額という観点からサポートできないような配分操作を禁じるための手段として、評価の手続による補完が行われるようになった」（米山[2003]212頁、傍点は引用者）

ここで、2点だけ指摘しておきたい。まず第1は、配分手続きに対する一定の制約という視点は確かに繰延費用・繰延収益に関して一定の理解はできそうにも思える¹³⁾。しかし、金融資産の時価評価ではどうか。たとえば売買目的有価証券の時価評価損益は、それがそもそも配分手続きからでてきたものでないとの理解からすれば、配分での裁量の余地 一定の制約という点は必ずしも当てはまらない。それは、先の金融資産の時価評価で議論したように、配分のロジックによる利益計算を補完するとしても、「ストックの評価額という観点からサポートできないような配分操作を禁じるための手段」ではないであろう。筆者には、金融商品の時価評価は、そうした配分への一定の制約ではなく、むしろのバリュース・レリバンスを重視する考え方から出てきているように思える。

第2は、裁量に関してである。確かに、配分には裁量の余地がある。だが、評価の手続きには裁量はないか。ストック（資産・負債）の評価にあたって、いかなる測定属性を選択するか、そして選ばれた属性によってはその実際の測定に裁量はないか。「資産・負債の評価 純資産の評価 包括利益」の出発点に（配分ではなく評価の）裁量があれば、必ずしも包括利益に信頼性が確保できるとは思えない。こうして、今日の評価手続きの浸透にそうした配分にかかわる裁量への一定の制約ということが指摘されるなら、評価手続きにも一定の裁量があることを指摘しておく必要があるだろう。ストック評価額の経験的意味をどう解釈するか、その解釈いかにかわる裁量もあるのである。

以上、配分と評価の関係を、とりわけ「補完」という関係に焦点を当てて議論してきた。次節以降では、これとはまた異なる観点から、「補完」と「両立」の問題を問うてみたい。

補論1 減損会計と「原価」性 - 原価計算とのかかわりで -

米山[2003]によれば、固定資産の減損処理の導入は、次の点で「前例のない手続」となる。すなわち、「期間利益の経験的な解釈という観点をサポートする『償却ベースの切り下げ』という測定操作は、（現時点ではなく）過去に遡って見積もり直した、過去の特定時点における属性値をもとにした簿価修正という前例のない手続を求めている」（米山[2003]215頁、傍点は引用者）と。したがって、そこでは「ストック評価額に直接的な解釈を与えられるような金額への修正が行われていない」（同215頁）ということなる。これが減損会計を評価ではなく、配分で説くロジックにほかならない。

ところで、償却（費用）性資産である固定資産の取得原価は償却（原価配分）の手続を通して製品原価に算入される。その原価計算においては、確かに「正常原価」が原価を構成することになるが、そのさい正常でないものが切り捨てられるのはあくまで最初の支出原価（取得原価という属性値）をベースにしてのことである。この出発点の属性値（取得原価）が、「過去に遡って

見積もり直した、過去の特定時点における属性値」（たとえば使用価値）に置き換えられるとどうなるか。これがここでの論点である。

それは、端的には「支出に基づかない（主観的な）使用価値の費用化による製品原価の計算にどのような経験的・実体的意味があるのか」（石川[2001]10頁）と問うたように、期間利益の経験的な解釈を重視する考え方が、ストック評価額の経験的解釈（ここでは製造原価）にどのようにかわるのかという問題である。たとえば石川[2001]では減損会計について3つの論点を指摘したが、その第3が実はこの両者のかかわりに関する論点であった。

「第3はストック評価の経験的ないし実体的意味づけに係わる問題である。すなわち、IASC方式と斎藤方式におけるのれん価値を含んだ使用価値に基づく簿価決定の問題を指摘しなければならない。なぜなら、金融投資と異なり、事業投資では製品原価の計算に係わるからである。端的にいうと、この問題に関する両方式とFASB方式の相違点は、FASB方式では再投資を抑制しているとはいえ新たな“支出”原価（その時点の公正価値）を想定しうが、IASC方式と斎藤方式では支出に基づかない使用価値で評価されているという点である。その主観的な予想に基づく使用価値が減価償却をとおして製品原価となるわけであるから、ここに原価計算をとおした資産評価の経験的・実体的意味が問われる」（石川[2001]8-9頁）

そもそも減価償却の方法それ自体は、支出原価の人為的・規約的な配分操作にすぎず、それを通して原価計算が行われるという点で、原価計算が配分方法によって規定されることは確かである。だが、ここでは支出原価の何らかの配分（配分の修正もふくめて）ではなく、（主観的要素をふくむ）使用価値の配分という点が問われるのである。

ここに、固定資産の減損会計における利益計算の経験的意味づけの問題が、製造原価の計算（その点でのストックの評価額の決定）に繋がってくるという問題がある。原価の計算——製品原価それ自体の経験的意味づけ——が、利益の計算——利益計算の経験的解釈の重視——によって大きく規定されているのである。

こうして、「のれん価値を含んだ使用価値を用いることの、ストック評価（製品原価）としての経験的・実体的意味が問われる」（石川[2001]89頁）わけである。

Part 補完か併存か

6 異なる計算系の併存 - 「補完」か「併存」か -

米山 [2003]での「配分」と「評価」の関係は、端的には次のように解釈できよう。すなわち、そこではあくまで配分手続による利益計算が基本であるが、ただ金融資産の時価評価（評価損益）や年金債務の時価評価（年金費用）のケースにみられるように、配分手続だけでは今日の利益計算は説明できない。そこで、評価手続による利益計算が、配分手続による利益計算を「基本」として、利益計算という全体を「補完」する。留意したいのは、補完であるから、「全体 = 基本 + 補完」となるが、その「基本」は配分の方にあるということである。

なお、利益計算ではなく、「純粹にストック評価額のリアリティだけを追求するために評価の手続が採用されるケース」（米山 [2003]214頁）をこれに加えると¹⁴⁾、「全体 = 基本 + 補完 + 例外」となる。これを配分と評価の対軸でいえば、右辺第1項が配分で、第2項および第3項がともに評価となる。さて、本節では、これに対して「全体 = 配分計算型（計算系 ） + 価値評価型（計算系 ）」という、それとはまた異なる見方を提供することで、「補完」や「両立」の問題をあらためて考えてみたい。そのさい、同じ有価証券でも、たとえば売買目的有価証券のケースと満期保有目的債券（たとえば社債の購入）のケースとの対比を想定すればわかりやすいだろう¹⁵⁾。

ここで2つの計算系とは、1つは、費用性資産の原価配分に典型的にみられるように、当初認識時に計算基礎をおくこれまでの「会計配分」型の会計（計算系 ）であり、もう1つは、金融資産の時価評価に典型的にみられるように、当初認識時から分離切断された特定時点でのより直接的な「価値評

現代企業会計の全体的あり方（石川）

価」型の会計（計算系）である。この当初認識時に計算基礎をおくか、それともそれから分離切断された特定時点におくか、これがここでの見方の1つの重要なメルクマールとなる。

この見方からすれば、今日の企業会計の1つの特徴は、この2つの計算系が併存し交錯している点に見出せることになる。そこで、この両者の特徴比較を示せば、たとえば図表2のようなになる。図表2での から が2項対立軸となっていることが、「系」すなわち枠組みとしてそれぞれ別枠であることを表している。ちなみに、米山[2003]が「そもそも評価と配分とをどこまで明確に区分しうるのか」（214頁）と問うている点は、特に、～などは、そのいくつかの区分軸（規準）ともいえる。

図表2 2つの計算系 - そのモデル比較 -

特徴 枠組	ストック/ フローの関係	計算の基点	会計枠組み の思考	将来収支の 確定性
系	フロー志向 (フロー ストック)	当初認識時	配分 (配分の修正)	確定的
系	ストック志向 (ストック フロー)	特定時点	価値評価 (直接的再測定)	不確定
		資産・負債 の評価	簿価決定の あり方	利益決定の あり方
		原価・償却原価	連続・ フロー配分型	フローの 配分計算
		時価 (公正価値)	非連続・ ストック評価型	ストックの 価値評価差額

さて、ここでいくつかの重要な点を指摘すれば以下のとおりである（ただし、以下の丸付数字は図表2の数字である）。まず第1に、先に述べたように、

計算基点の相違が重要であり、この相違（当初認識時 vs. 特定時点）は、会計枠組み思考の相違（フロー配分思考 vs. ストック価値評価思考）や 資産・負債の評価のあり方の相違（原価 vs. 時価）あるいは 簿価決定のあり方の相違（連続・フロー配分型 vs. 非連続・ストック評価型）と密接に繋がっている。端

的にいえば、当初認識時から分離切断された特定時点の情報や仮定に基づく再測定というのが、今日の時価会計での会計測定の重要な特徴なのである¹⁶⁾。

第2に、これも先に述べた点であるが、将来キャッシュフローが何らかのかたちで確定しているか、それとも不確定か（確率変数）、この相違も重要である。何らかのかたちで確定しているからこそ、事前の配分ルールによる会計配分がなされるわけで、不確実なキャッシュフローを事前に何らかの配分ルールでもって配分することはできないのである。それも「配分」というのであれば、それは確定（典型的には売却）したあとの“結果的配分”にすぎない¹⁷⁾。

第3に、系がストック評価志向であることはその計算目的が必ずしも第一義的に利益計算とはかぎらず、実態・リスクの開示会計（財務透明性）を志向しているところからもきているという点である。ただ、それを貸借対照表本体で行うと利益計算とかかわってくる。そのさい、リスク開示あるいはリスク管理の目的にとってはリスクをもっともよく反映する測定属性（例えば市場価格）が選択されるわけで、それを貸借対照表本体でおこなうと、その属性に規定された、原価・実現の枠組みとは性質を異にする、金融リスク資産に固有のあらたな利益計算の問題が生じてくる。ここに、情報開示と利益計算とのある種の“混在”（異なる会計目的の混在）がある¹⁸⁾。そのことは、たとえば「情報開示が利益を生むか」といったきわめて素朴な疑問にもつながらる¹⁹⁾。

「そこでは（実態・リスクの情報開示の規定を受けた利益計算 - 引用者）原価主義会計がその基礎にしていた『支出』およびその何らかの配分という拘束を受けることはない。その時点での財務的実態をもっとも明らかにする測定属性が選択されるだけである。先に『(期中)記録なくて(時点)情報あり』の会計ということを述べたが、ここに『実態・リスク情報開示 利益計算』への素朴な疑問——時点時点の情報開示が“利益”を生むか？——がでてくる」（石川[2004 a]36頁、下線は引用者）

第4に、企業会計における系の今日的浸透は、その利益計算とのかかわりにおいて、たとえば純資産の期間差額として計算される「包括利益」なる利益概念を生み、とりわけストック／フロー関係において問題を複雑にしている。包括利益および包括利益計算書は、いわばフロー計算志向の系とストック評価志向の系との“交錯”と“調整”の場になっているのである。この包括利益にかかわる議論は、第9節であらためて論じる。

その他にも、例えば割引現在価値計算における分母側の相違、すなわち割引率が当初のままか（固定的・系）、それとも各測定時点で異なるか（変動的・系）、という相違も重要な点である。時価会計での測定がその時点での現在価値をあらわすかぎり、当初の割引率ではなく特定時点での財務リスクないし財務実態を反映する割引率が用いられるのである。したがって、同じく割引現在価値計算であっても、この分母側の割引率の扱い（当初のままか、測定時点で変わりうるか）が、いずれの系に属する会計計算かの1つのメルクマールになるといえる²⁰⁾。さらには、資本維持概念の相違およびそこから出てくる利益の性格の相違という観点から比較することも可能である。この点は第8節であらためて述べる。

以上の見方からすれば、計算系と計算系は（配分と評価の対軸での）「補完」の関係にはなく、むしろ異種なるものが「併存」しているという関係になる。ここに、今日の企業会計の全体的性格の捉え方の違いがみられる。この見方の相違は、個々の会計ルール、たとえば売買目的有価証券と満期保有目的債券のケースを比較するなどして実証されることになるが、いずれにせよ、端的にはこの「補完か併存か」という問いが、今日の企業会計の全体的性格をみるさい1つの重要な視点になるだろう。

7 金融・証券経済の会計 - 別枠論として -

配分と評価の関係をめぐる議論は、今日の企業会計の全体的性格をどう捉えるかという議論にかかわる。本節および次節では、実物経済と金融・証券

経済の区分（経済的基礎の相違）、および利益決定の基準としての資本維持概念の相違（異なる資本維持に異なる利益）という観点から議論してみたい。いずれも、「補完か併存か」という問いへの1つの足がかりになるだろう。

(1) 実物経済と金融・証券経済の区分 - 会計の対象と方法のハイブリッド構造 -

まず、石川[2000]の序文でも強調しているように、今日の企業会計の全体的性格を考えるさい1つの重要な視点は、「実物経済の会計」（現実資本の会計）と「金融・証券経済の会計」（貸付・擬制資本の会計）との区分という視点である。すなわち、今日の時価会計、とりわけ金融商品の時価会計の登場は、伝統的な原価主義会計がその捕捉対象としていた実物経済（財・サービスの生産・販売活動）ではなく、金融経済（金融・証券の経済活動）がその対象になっている。したがって、ここに金融商品の時価会計を実物経済の会計枠組みの拡大・延長上ではなく、それとは何らかの別枠のもとで再構成するという視点がでてくる。前者を「拡張の論理」といえば、後者は「区分の論理」に基づいているといえる。たとえば、石川[2002b]では次のように述べた²¹⁾。

「基本的な考え方を述べておくと、先の金融商品を貨幣性資産の範疇と捉えたり、時価評価損益を現行の実現基準の延長上（実現可能基準）で捉えたりする見解は、既存の枠の『拡張の論理』に根ざしているように思える。これに対し、これから述べる議論では、実物経済を基礎にする実物資産と、金融・証券経済を基礎にする金融資産・負債との『区分の論理』に基づいている」（石川[2002b]29-30頁）。

したがって、今日の企業会計の全体構成は、「拡張の論理」ではそれが伝統的会計枠組みの拡張であるがゆえに、全体構成は一元論的構成となる。また、Part で議論した「補完の論理」も、補完であるがゆえに、同じく一元論的構成となる。補完も拡張も、ともに従来 of 会計枠組み（配分・対応・実現の枠組み）を基本とした一元論的全体観となる点で共通する。これに対し、ここでの「区分の論理」は、区分であるがゆえに、いずれが基本ということではなく、併存的二元論の構成をとることになる（図表3参照）。

現代企業会計の全体的あり方（石川）

(i) 一元論的構成

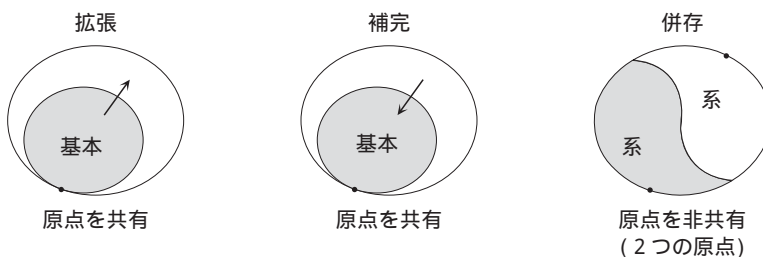
- ┌ 拡張の論理（拡張的一元論）：全体 = 「基本」 + 「拡張」
- └ 補完の論理（補完的一元論）：全体 = 「基本」 + 「補完」

（ここで、「基本」= 従来の会計枠組み）

(ii) 二元論的構成

区分の論理（併存的二元論）：全体 = 「実物経済の会計」
+ 「金融・証券経済の会計」

図表3 現代企業会計の全体構成の捉え方 - 3つの構図 -



図表3では、「拡張」と「補完」が1つの原点を共有しているのに対し、「併存」は原点を共有していない（異なる原点をもつ）ことに注意したい。

ところで、第6節での図表2が会計の計算方法にかかわる枠組み区分であるといえ（計算系 vs. 計算系）、ここでの「区分の論理」（実物経済の会計 vs. 金融・証券経済の会計）は会計の計算対象にかかわる枠組み区分といえる。したがって、今日の企業会計の全体は、この「方法」と「対象」のそれぞれの相異なる枠組み区分の視点から、両者あいまって、図表4のような全体モデルが示される。ちなみに、石川[2004 a] (34-37頁)では、さらに、このモデルに基づいて今日の企業会計の変容の方向性をモデル的に示している。

図表4 企業会計のハイブリッド構造 対象と方法 -

対象 \ 方法	計算系	計算系
非金融資産・負債 (実物経済系)	(イ)	(ロ)
金融資産・負債 (金融・証券経済系)	(ハ)	(ニ)

図表4において「非金融資産・負債（実物経済の会計）- 計算系」と、「金融資産・負債（金融・証券経済の会計）- 計算系」がそれぞれ基本となることを示しているが（そのいずれか一方が基本になるという構成をとらない）、年金会計のケースにも見られるように、現実の企業会計は必ずしもその「基本モデル」で説明できるほど単純でもない。現実の企業会計のハイブリッド構造を分析するさい、このことがさらなる検討課題の1つとなる²²⁾。

(2) 「プロダクト型会計」vs. 「ファイナンス型会計」という見方

- 同質観から異質観へ -

ここで、筆者のいう「区分の論理」にきわめて近い見解をとっているようにみえる武田[2003]および古賀[2003]の見解をみておこう。以下の引用から、そこには「拡張」でも「補完」でもない、「区分」の観点が読みとれよう。

「...ファイナンス型市場経済を前提とする会計の理論では、金融資産は非金融資産（棚卸資産、固定資産）と並んで独自のエリアを占めるに至った。資産分類で、金融資産と非金融資産との支配原理が異なることから、2局分離した異なる独自のカテゴリー（「2局分離の資産構成」）として位置づけられる」（武田[2003]249頁、傍点は引用者）

「金融商品と非金融商品との本質的特性の相違に注目し、従来の原価・実現アプローチの理論体系とは異なった会計理論が求められるようになったことを指摘したい」（古賀[2003]2頁）； 「このようにF理論（ファイナンス型会計理論 - 引用者）は従来のP理論（プロダクト型会計理論 - 引用者）とは全く異質の会計理論として構築され、展開される」（古賀[2003]18-19頁、いずれも傍点は引用者）

こうした見解は、その経済的基礎の相違という視点から、金融商品会計に典型的にみられる今日の時価会計を、これまでの「実物経済の会計」と区分される「金融・証券経済の会計」として捉えるという、筆者がかねてから主張してきた見方と類似しているように見える²³⁾。

ただ、若干ここで指摘しおきたいのは、上記引用の の「従来の原価・実現アプローチの理論体系とは異なった会計理論」や の「従来のP理論とは全く異質の会計理論」という見方は、同じ著者によるかつての古賀[1996]でのデリバティブへの時価導入に関して（当面の課題として）「従来の期間損益計算との質的整合性を示すこと」（89頁、傍点は引用者）をあげられた点とは、明らかに異なる見解となっている。

そこでの「質的整合性」とは、端的に示せば、今日の「時価 - 実現可能」アプローチと従来の「原価 - 実現」アプローチとの同一レベル性 損益計算の同質性という捉え方である²⁴⁾。まさに、「従来の原価・実現アプローチの理論体系とは異なった会計理論」とは正反対に、そこでは原価・実現アプローチの理論体系に（実現の可能性という拡張でもって）包摂される同質関係として捉えられているのである。この金融商品の時価評価導入を包摂する会計は、端的には古賀[1996]91頁の図1に示されているが、そこではあくまで同じ中心点（実現概念）をもつ同心円的な拡張として捉えられているわけである。

デリバティブの時価評価の論拠を、FASBの「実現可能基準」でもって（ある種無批判的に）取り入れ、そのことで一定の整合性をみようとするこの見解は、次の引用に示すように、先の 、 の引用で示される見解とは違いすぎるといわざるをえないだろう。

① 「FASB概念ステートメント第5号は、収益・利得の認識要件として、『実現』に限定せずに広く『実現可能性』を提示し、活発な市場における公定相場の存在を『実現可能性』の具体的な要件としている。...このように、『容易に転換可能な資産』、すなわち、市場条件が完備し、取引も容易な資産については、『時価 - 実現可能』アプローチにおいても『原価 - 実現』アプローチの場合と同じレ

レベルでの確実性という情報の質が確保され、損益計算の同質性を維持することができる」(古賀[1996]90頁、傍点は引用者)；④「したがって、『実現可能性 - 未実現損益の計上』においても『実現 - 実現損益の計上』の場合と同じレベルでの確実性という情報の質が確保されることになる」(同93頁、傍点は引用者)

8 公正価値会計の資本維持 - 利益決定と新たな資本維持 -

(1) 金融商品会計と資本・利益計算の全体 - ふたたび補完か併存か -

利益計算にとって資本維持の概念はその決定基準としてきわめて重要な概念である。にもかかわらず、実物商品に比して金融商品に関してはあまり議論されることはない。

「筆者はかねてから、今日の有価証券を代表とする金融商品の時価評価からでてくる損益認識を問題にすると、それが何らかの資本維持概念から説明できるかどうか、ということの問題にしてきた。そうした視点からすれば、わが国の学界における時価評価と損益認識の論拠づけは、実現概念の拡大アプローチに典型的にみられるように、主として収益の認識原則の何らかの再検討による論拠づけに目を向けてきたように見える。そこに利益決定の基準ないし前提となるべき資本維持が、筆者の知る限りほとんど論議されないのは不思議といえば不思議である」(石川[2000]229-230頁)

今日の資本・利益計算の全体はどのような構成になっているか、とりわけ「補完か併存か」の問いかけは、したがって、この資本維持の観点からも議論できそうである。というのは、資本・利益計算の全体が補完的一元論として再構成されるなら、そこでの資本維持もなんらかのかたちで一元論的なものになる必要があると思われるからである。

では、(評価手続の典型例である)金融商品に関する利益決定(時価評価損益)は、いかなる資本維持が考えられるであろうか。たとえば石川[2000]では次のように指摘した。

「しかし、今日の金融商品の時価（公正価値）評価に伴う損益の認識・測定問題にあつては、そうした伝統的な資本・利益計算の枠組み（名目資本維持体系 - 引用者）とどのような関連において論じられるのか、このことが必ずしも明らかでない。...では、金融商品の時価（公正価値）評価に伴う損益の認識・測定は伝統的な資本・利益計算の枠組みの拡張ないし延長上で理論的に説明できうるのだろうか。もしできるなら、伝統的な資本・利益計算をそのなかに含む全体としての資本・利益計算システムはいかなる『全体』なのか、このことが問われなければならないであろう」（石川[2000]219頁）。

こうした問いかけに1つの重要な概念を提供したと思われるのが、IASB[1997]での新たな資本維持概念である。すなわち、次のとおりである。

- ① 「何が利益かを決定するための有効な根拠を持つために資本維持概念が定義されなければならない」（IASB[1997]第6章パラグラフ2.1、傍点は引用者）；
- ② 「金融商品の公正価値の変化から生じる損益の報告に対して適用される資本維持の概念は、現在の市場収益率を稼得する能力(capacity of earn the current market rate of return)という意味で資本を定義するものである」（同第6章パラグラフ2.4）

問題は、このあらたな資本維持概念がはたして名目資本維持のもとに包摂されうるものかという点である。仮に、何らかのかたちで包摂されるとするならば、資本・利益計算の全体は、「補完」なり「拡張」なりのかたちで一元論的な構成をとることになる。

(2) 利益の同質・非同質観 - 3つの全体利益観 -

しかし、上記の資本維持から出てくる利益は、これまでの利益、とりわけ原価（名目資本維持）・実現の概念から出てくる利益とはその性格が異なるように思える。この点で、石川[2002e]では次のように述べた。

「実際、IASBは金融商品に関する資本維持概念として『現在の市場収益率資

本維持』について言及しているが、こうした資本維持概念からでてくる利益の性格はこれまでの実現利益と同質なものかどうか、なお検討の余地があるように思える。とりわけ、証券価格、金利、為替などの相場変動に起因する利得・損失が純利益のなかに入ってくるようになると、それが同じく『実現』利益であったとしても、これまでの実現利益とはたして同質なものかどうか。…この資本維持から出てくる利益はある種の経済的利益概念ともかかわっているように思われるが、となると経済的利益が純利益計算のなかに入ってくることになる。これが、会計的利益と経済的利益の同時的併存問題である。…いずれも、認識の『タイミング』の違いだけに帰着し得ない、利益の質的な問題の検討が必要であるように思える」(石川[2002 e]421-22頁、下線は引用者)

ここで「認識のタイミング」とは実物商品と金融商品のケースでいえば、前者は売却するまで利益は認識されないが（これが原価・実現原則）、後者では毎期、時価評価差額が損益として認識される。しかし、後者にあっても売却時価と取得原価の差額（期間利益に対して全体利益）が結果的に期間配分されており、その期間利益は、とりわけ前者との違いはたんに利益認識のタイミングの相違にすぎないというわけである。

そこでは依然として名目資本維持が想定されており、その点で、暗黙裏に実物商品の延長上での思考が垣間見える。だが、筆者は、次のように考えている。やや長くなるが引用しておきたい。

「それに、評価損益を実現利益とみなすと、そもそも保有時の評価差額（評価損益）と売却時の売却損益とはもはや区別されることはなさそうに思えるが - 評価損益と売却損益との区分・非区分問題 -、そうなると毎期の評価差額は売却時までの名目資本維持による全体利益の期間配分（利益認識のタイミングの違い）と捉えることには検討の余地がありそうに思える。なぜなら、評価差額も売却損益も区別しない立場からすれば、毎期の評価差額は名目資本維持による全体利益の期間配分（部分利益）とみるよりは、それ自体が別種の資本維持によるある種完結した利益計算になっていると考えることが可能だからである。すなわち、先の『現在の市場収益率資本維持』でいえば、有価証券の期首時価（前期末時価）はその時点での市場収益率を稼得する能力として維持されるべき資本とみることが

現代企業会計の全体的あり方（石川）

可能であり、期末時価がそれを超えているときその差額が時価評価差額としての利益になるわけである。市場の価格変動でなぜ利益が決まるのか、という基本問題（難問）に対する新たな資本維持概念からの1つの考え方であろう」（石川 [2002 e] 421-22頁、下線および傍点は引用者）

以上の議論から、資本・利益計算の全体的あり方の相違を資本維持と利益決定の観点からまとめれば次のように示される。

- | | | |
|---|--------------------------|-----------------------|
| { | (i) 同質的資本維持（名目資本維持） | 利益の同質観（同種の利益観） |
| | 拡張的一元論（拡張的利益観） | |
| | 補完的一元論（補完的利益観） | |
| | (ii) 非同質的資本維持（異種の貨幣資本維持） | 利益の非同質観
（異種の利益の併存） |
| | 併存的二元論（併存的利益観） | |

さらに、資本維持と分配可能利益との結びつきでいえば、経済的利益にあつては、そこでの資本維持が必ずしも分配可能利益とは結びつかないという点が指摘される。投下資金（名目資本）の回収剰余計算としての分配可能利益計算とは独立したかたちで、たとえば財務リスク管理や財務実態の開示志向などの要請を受けた、あらたな業績評価が今日の企業会計の1つの特徴になっているといえる（補論4も参照）。

本節の冒頭で今日の時価会計に資本維持の議論が出てこないことを指摘したが、それはこうした財務実態や財務リスクの開示志向に起因している。かつての個別価格変動会計でも、「取替原価会計」に対する「カレント・コスト会計」に関して維持資本概念が不明確である点が指摘されるが、それはカレント・コスト会計が資本維持目的よりも実態開示目的を志向していることに起因する²⁵⁾。実態開示会計は必ずしも資本利益計算と直結する性格のものではない点に留意する必要がある。

いずれにしても、結局のところ、補完か併存か、今日の企業会計の全体を問う問題は、資本維持の視点からは次のように集約されるだろう。

「ところで、資本・利益計算としての1つの体系を問うなら、それは論理的に言って、結局のところ1つの資本維持概念に統合できるかどうかにかかっているといえる。しかし、すでに論じてきたように、名目資本維持とC M R資本維持（現在市場収益率資本維持 - 引用者）は明らかに資本維持の性格を異にし、したがってそこから出てくる利益概念も異なる。ゆえに、何らかの統一的な資本維持概念をもってこの2つの資本維持概念を統合することは理論的に困難であるように思われる。名目資本維持とC M R資本維持がともに（実体資本維持と区別される）貨幣資本維持であることだけでも、つまり貨幣資本維持体系というだけでもって整合性を主張するなら、そこに第3節で述べたように『概念の拡張』の論理が明確に示されているとは思われない。それだけの論拠で整合性を主張するには、すでに繰り返し述べているように、異なる維持資本から出てくるそれぞれの利益概念はあまりにも違過ぎるに思える」（石川[2000]228-229頁）。

9 包括利益概念とのかかわり - 何をどう「包括」するか -

第6節で述べたように、企業会計における（配分に対比される）「評価」の今日的浸透は、その利益計算とのかかわりにおいて、たとえば純資産の期間差額として計算される「包括利益」なる利益概念を生み、とりわけストック・フロー関係において問題を複雑にしている。包括利益および包括利益計算書は、いわばフロー配分志向とストック評価志向との“交錯”と“調整”の場になっているのである。

そこで、本節では「補完か併存か」の議論のための素材として、特に業績（包括利益）報告に関するI A S B案を取り上げて議論してみたい。そこでは、金融商品会計や年金会計のような個々の会計基準とはまた違って、利益概念というより高いレベルでの議論となるだけに、いっそう重要な検討対象になるといえる。

(1) 再測定前利益と再測定利益 - 2つのコラム区分の意味するもの -

業績報告に関するI A S B案は、コラム区分の名称を次々に変更してきたが、2002年12月のプロジェクト・サマリーの改訂では、「再測定前利益」（income before re-measurement）と、「再測定」（re-measurement）になっ

ている²⁶⁾。このコラムの2区分は単なる名称変更にとどまらず、とりわけ「配分」と「評価」の関係の議論にとっても、その意味合いの検討が重要に思える。

ここで再測定“前”と再測定を文字通り解釈すると、すべてに再測定が前提されているのか、という問いがでてくる。しかし、いわゆる資産・負債観での（ストックの）再測定は理解できるにしても、実現・配分・対応ないし収益・費用観に基づく利益計算（フロー）に配分の「修正」はあっても「再測定」の概念はなじまない。変更以前のコラム名称が「インカムフロー」であっただけに、それと変更後の「再測定前利益」とを比較すれば、端的に言って、その背景に資産・負債観の全面的適用という発想が垣間見えてくる。ここで、より具体的に議論するため業績報告様式（IASB案）におけるトレーディング目的有価証券、減価償却、そして年金会計の3つのケースを取り上げてみたい。

図表5 業績報告（IASB案）の考え方の例示 - 再測定と再測定前 -

再測定の軸 ケース	(1) 再測定前利益	(2) 再測定
トレーディング目的有価証券		評価損益
事業用固定資産	減価償却	減損
年金債務	年金費用	数理計算上の差違など

まず、トレーディング目的有価証券の評価損益であるが、これは再測定の欄に入っている。それがストック評価の再測定であるという点で、筆者には理解できる面がある²⁷⁾。ただ、それもフロー配分計算としての実現利益という解釈（主観のれん説）に立てば、少なくとも名称変更前のコラム1（インカムフロー）に入ってもおかしくはないかもしれない²⁸⁾。さらには、評価損益（時価変動損益）でなく売却損益はどうなるかも、そもそも理論的には評価損益と売却損益とを区分する論拠もふくめて、論点になるだろう²⁹⁾。

次に、減価償却であるが、図表5にも示されているように、これは（ビジネス区分の）再測定前利益に入るが、減損は再測定になる。ただ、減損に関してもそれが測定操作的には再測定であっても、それがトレーディング目的の有価証券での再測定と同じ性格かどうか。すでにPart で議論したように、減損をストック評価（再測定）の観点からではなく、配分のロジックで説く見解（フロー配分の修正）もある。それに、そもそも減価償却が、それがフロー配分計算の典型例であるだけに、なぜ「再測定」の“前”の利益計算なのか。

さらに、年金会計ではどうなっているか。再測定のコラムには、退職金規程の改定や割引率の見直しなど、負債の再測定（フレッシュ・スタート）に起因する項目がでている。文字通り「再測定」といえる項目が配置されており、その点で理解できる。問題は年金費用である。というのは年金費用が年金債務（ストック評価額）の当期増加額であり、しかもそのストック評価額がPV計算による時価測定であるとすれば、先の項目と同じく「再測定」の範疇に入るとも考えられるからである。仮に名称変更前のコラム1（インカムフロー）が評価ではなく何らかの配分思考を基礎にしているなら、年金債務の時価評価およびその期間差額としての年金費用はそれになじまない思考といえる。何らかの引当配分としての年金費用が、評価ではなく配分思考に基づく会計処理であるから、時価評価される年金債務の期間差額としての年金費用が、いかなる意味で再測定と区別されるコラム1に入るのか、ということである。

以上、この他のケースもふくめて、こうした疑問が次々にでてくるのが一連の業績報告のIASB案である³⁰⁾。こうして、「再測定前利益」と「再測定」というコラムの2区分は、明確な概念に基礎づけられたものかどうか、とりわけ資本・利益概念や計算構造に基礎づけられたものかどうか疑問であり、その理論的土台の問題性が指摘される。そのことは、総合計の「包括利益」という業績概念そのものに現れている。そこには、そうした理論的土台よりも、なによりも投資家の意思決定に資するという有用性志向およびそこから出てく

る開示志向が現れている³¹⁾。「再測定前」と「再測定」とを comprehensive するという包括利益には、利益概念としてその計算構造的論拠（開示や有用性ではなく理論的基礎）がどこにあるか、必ずしも明らかでないのである。

いずれにしても、純資産の期間差額として包括する利益概念というレベルにとどまらず、より積極的に包括利益は「何をどう包括するか」、その包括される対象の性質と包括のあり方を問う必要がある。そして、その答えいかんは、「補充か併存か」の全体の捉え方もかわる。

(2) 何をどう「包括」するか

I A S Bはその後、F A S Bと共同でこの業績報告プロジェクトを推進しようとしているが（最新のプロジェクト・サマリーのタイトルも「包括利益の報告」となっている）、この（純利益が消滅している）「包括利益 = 再測定前利益 + 再測定」の様式を、これまでのアメリカのF A S B、イギリスのA S Bと対比して示せば図表7のようになる。「再測定前」と「再測定」の2区分が、純利益とそうでない利益の2区分志向から脱却していることが明らかである。

図表6 包括利益の捉え方 - 何をどう包括するか -

	業績報告
アメリカ(FASB)	純利益 + その他の包括利益
イギリス(ASB)	純利益 + 総認識利得損失
国際会計基準審議会(IASB)	再測定前利益 + 再測定

F A S BとA S Bでは、純利益とそれとは区別される“別の”利益（“第2の”利益）でもって包括利益が構成される。つまりこの2つの利益が「包括」されて包括利益となっている。したがって、そこでは純利益と区別されるもう1つの利益の性格を調べることで、何がどう包括されているかが明らかになる³²⁾。問題は、その純利益さえ消滅しているI A S Bの2つのコラムで報告される各利益の性格である。

この問題を、本稿の論点である「配分」と「評価」の関係の観点からみて

みよう。そのさい、2つのコラムが、先にもみたように、もともと「インカムフロー」と「評価調整」(valuation adjustments)になっていたことに留意したい。というのは、再測定ないし評価調整は、この観点からすれば、明らかに「配分」ではなく「評価」にかかわっているからである。したがって、より検討されるべきはコラム1(「インカムフロー」ないし「再測定前利益」)の方である。すでにみたように、減価償却と減損がそれぞれコラム1とコラム2に配置されていることから、コラム1には少なくとも配分手続の項目が入ってきそうである。

そこで、この2つの関係を、より具体的に、先に議論した「全体 = 基本(配分) + 補完(評価)」の観点からみてみよう。第3節(1)での見解に基づけば、そこでの「基本」はキャッシュフローの配分という思考にある。そこで、このキャッシュフローの「配分」思考を徹底させると、コラム2の「再測定」の扱いが問題になる。そこではストック評価思考が作用しているからである。つまり、配分思考の枠組みのなかで、この「再測定」(その各項目)の扱いをどう位置づけるか、これが問題となる。端的に言って、それは再測定前利益の補完的存在か、ということである。

先の第5節での議論に基づけば、何らかの再計算によるストック評価は配分思考による利益計算を補完するという位置づけであるので、仮にそれをここでそのまま適用してみるなら、「包括利益 = 再測定前利益(基本) + 再測定(補完)」か、ということである。

(3) 2つのコラム利益の性格とその包括 - 操業 / 保有の2区分とのかかわり -

そこで、さらにこうした包括利益報告のIASB案に、(もしあるなら)いかなる理論的基礎があるか、特にインフレーション会計時代に展開された理論的基礎とのかかわりについて若干ふれておきたい。

たとえばWhittington[1983]では1970年代のインフレ期に活発に展開された代替的会計測定システムをめぐる論争の理論的基礎が論じられているが、その訳者の辻山教授はあとがきで次のように述べている。

「インフレーション会計論争の中で台頭した現在価値会計は、インフレーションのない時代においても取得原価主義会計に対する代替的な会計モデルになりうるという見解が、今日のイギリスにおける会計制度改革の基本的な発想の根底に横たわっていると解される。...したがって、イギリスの会計基準はもとより、時として突飛に映る国際会計基準審議会の提案も、本書をひもとくことによって、その背後にある理論的な基礎をより深く理解することが可能になるはずである」(Whittington[1983]邦訳258頁、傍点は引用者)

問題はいかなる理論的基礎が「突飛に映る国際会計基準審議会の提案」の基礎になっているかであるが、ここでは先にみた包括利益報告でのコラムの2区分（再測定前利益と再測定）とのかかわりについて若干触れておきたい。

辻山教授は公開シンポジウム「会計の国際的統合問題への日本的対応」（早稲田大学、2004年3月27日）においてIASBの業績報告プロジェクトを取り上げられた。そのなかで、「再測定前利益」と「再測定」の2区分が、エドワーズ=ベルの「操業利益」と「保有利得」の2区分の理論とかかわっていることに言及されたが、仮にそうした理論的基礎と今日の業績報告のあり方の議論が密接にかかわっているなら、それは筆者にとって1つの“発見”であった³³⁾。しかし、それと同時に、それが少なくとも評者の問題意識からは、また1つの議論されるべき課題であるようにも思えた。

というのも、エドワーズ=ベル流の操業利益/保有利得の2区分は、「個別価格変動会計」という時代文脈における、(棚卸資産や事業用固定資産の非金融資産を対象にした)「カレント・コスト会計」ないしは「取替原価会計」から出てきた概念だからである。それが、特に今日の(有価証券に代表される)金融資産・負債の「再測定」にどこまでなじむ概念か。とりわけ、カレント・コスト会計や取替原価会計がいわゆる売却価格系(売却時価会計)に対比される購入価格系の個別価格変動会計であることには留意しておく必要がある。原著者が

「インフレーション会計における最も重要な問題は、インフレーションがなくても相対価格の変動がある場合に、どのような会計システムが適しているのかということを確定することである」(Whittington[1983]邦訳225頁)

と言うとき、そしてそこに金融資産も想定されているなら、実物資産の価格変動(それも価格の一方的騰貴)を対象にしたインフレ会計時代の時価会計と、今日の金融資産の価格変動(それも上下ボラティリティの相場変動)とはその性格を明らかに異にしているわけであるから、個別価格変動会計時代の議論からでてきた理論と発想がどこまで今日の時価会計問題に適用しうるか、ということである³⁴⁾。

たとえば実物商品に関する操業/保有の2区分では「保有利得」-実現「実現保有利得」が考えられようが(ある種の“リサイクル”ともいえる)、金融商品(売買目的有価証券)では毎期の評価損益は常に“保有”損益のままである(売却時に「実現」するわけではない)。そこではそれ自体に操業/保有の区分もなければ2つのタイプの保有利得もなく、また実現/未実現の区分もない。その点をみるだけでも、両者はその性格を異にしているといえる。

いずれにせよ、今日の「時価会計」(value-based accounting)とかつての個別価格変動会計での「時価会計」(price-change accounting)とはその経済的基礎も対象資産も異にしているわけであるから、後者での概念が前者での議論にどこまで適用可能か。辻山教授が指摘する現在価値(イギリス流)と公正価値(アメリカ流)との異同(Whittington[1983]邦訳259頁)という論点もふまえて、検討されるべき課題であろう。

10 むすび

今日の企業会計にあっては、とくに1990年代以降、たとえば金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、税効果会計、企業結合会計など、新しい会計基準が次々に導入されたが、それらが従来 of 会計基準あるいは会計枠

組み（たとえば配分・対応・実現の枠組み）とどこまで整合的か、その理論的検討が必ずしも十分になされないまま、制度上（とりわけ会計基準の国際的調和化のもと）次々に導入されてきたといえる。世に言われる「会計ビッグバン」（会計制度の一大改革）は、会計理論上のビッグバンを伴ったものかどうかが不問のまま制度改革が先行してきたといってもいいわけである。ここに、先行する会計プロフェッションを相対化すべき会計アカデミズムの責務（逆に言えばある種の“怠慢”）がある。

本稿では、現代企業会計の全体的あり方を、その重要なキー概念になる「配分」と「評価」、とりわけその関係性を巡って議論してきた。そこから得られたものは、「拡張」、「補完」そして「併存」という「全体」の3つの異なる捉え方である（図表3参照）。今日の企業会計になんらかの変容（ないし変質）を認めるにしても、その変容の捉え方いかんは、たとえば現行の「企業会計原則」の見直し、あるいは新たな概念枠組みの必要性の度合いと密接にかかわってくる。端的に言って、すでに議論してきたように、「拡張」や「補完」の論理による一元論的全体構成論の見地からすれば、その度合いは従来の会計枠組みをその基本（原点を共有）としている以上、何らかのかたちで緩やかなものになるだろう。

これに比して、「区分」の論理に基づく併存的二元論の全体構成をとる見地にたてば、従来の枠組みに加えてあらたな枠組み（2つの異なる原点）が全体を構成することになり（ハイブリッドな枠組み構成）、したがってあらたな概念枠組みのあり方も、先の一元論的全体構成論の見地とはおのずと違ったものになるであろう。そして、そこにさらにあらたな理論的統合や会計秩序が求められるなら、現実とそうした規範とのギャップはおのずと大きく、あらたな規範構築もより困難なものになるといえる。

こうして、現実の企業会計の全体をどう捉えるかという問題は（現実の説明論的検討）、その現実把握をふまえて、さらにあるべき企業会計のあり方をどう描くかという問題（将来にむけての規範論的検討）と密接にかかわる。現在わが国で進行中の概念枠組み構築も、その点で、つまり現実とりわけその

全体をどう捉えるかという点と、それをふまえたあるべき姿をどう描くか、という両方の点で注目される。また現行の「企業会計原則」がこれまでの企業会計の理論的・実践的規範であるなら、そして現実の企業会計が何らかのかたちで今日の変容をとげているなら、その見直し問題が先の概念枠組み構築ともかかわって検討されねばならない(補論4参照)。

本稿は、そうした双方の課題に応えるため、まず現実の説明論的検討である今日の企業会計の全体的あり方の検討をおこなったわけである。したがって、それをふまえた将来にむけての規範的検討が残された課題となる。そのさい、重要と思われるのは、規範を(それとのギャップが大きくなった)現実に関わそうとするか、それとも現実をこれまでの規範ないし原理・原則の方に引き寄せるか、その両者のあり方(せめぎ合い)である。いずれにしても、その出発点は本稿で議論してきた現実をどう見るかにある。

補論2 「企業会計原則」との整合性問題(1)

- 金融商品会計と退職給付会計のケース -

本文で評価手続に属すると考えられた2つのケース(金融商品会計と退職給付会計)は、現行の「企業会計原則」ではどのような扱いになっているか。本補論では、この点をみおくことで、今日の新しい会計基準と「企業会計原則」との整合性・非整合の問題をみおきたい。

1 金融商品会計 - 費用性資産か貨幣性資産か -

今日の金融商品会計と「企業会計原則」との整合性いかんは、次に示す棚卸資産の評価と有価証券の評価との対比をみればおのずと明らかになる。

①棚卸資産：「商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に取引費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。」(貸借対照表原則5のA)

現代企業会計の全体的あり方（石川）

◎有価証券：「有価証券については、原則として購入代価に手数料などの付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。」（貸借対照表原則5のB）

両者の対比から明らかなように、両者は基本的に同じ扱いである。すなわち、有価証券はその評価原則に関して費用性資産（原価配分ないし費用配分の対象資産）である棚卸資産とまったく同格のものとして扱われている。では、なぜ金融商品だけが時価評価されることになったのか。これが、もはや費用性資産ではないことの1つの証左である。有価証券の特定時点での時価測定は、本文でも指摘したように、当初認識時に計算基礎をおく（費用性資産の原価配分がその典型）ものではないのである。その点でも、この有価証券に関する企業会計原則の規定は修正されるべきであろう。

「重要なことは、それら（生産的な収益産出活動に関する会計 - 引用者）の認識要件はもはや公正価値会計にとって要請されないという点である。このことは、例えば有価証券（金融商品）や先物取引・オプション取引（派生金融商品）での（未実現評価）損益の認識を吟味すればよい。そこでは費用認識もなければ、したがって収益認識もない（収益・費用の対応なし）。そこでは、もはや実現（収益）に対応づけられる原価配分（費用）という伝統的な原価・実現の枠組みは妥当しない。まさに『変換・実現の過程によらない』のである。これらのことは、そもそも金融商品・派生金融商品が先の条件(a)すなわち財・サービスの生産・販売という実物経済活動でないこと、すなわち金融経済活動であることに起因するといえる。」（石川[2000]226-227頁）

だが、企業会計審議会[1999]の「本意見書の位置づけ」においては現行の企業会計原則との関連で「金融商品に関しては、原則として、本基準が優先して適用される」（傍点は引用者）と説明されている。「優先して適用」という位置づけは、現行企業会計原則の金融商品に該当する箇所が廃止・削除されるわけではないから、その意味で「金融商品に係る会計基準」（および「同注解」）の位置づけはその自律的な性格にもかかわらず必ずしも明確で

あるとはいえない(この点については、補論4も参照)。「優先適用」に特段の意味が(例えば法的)あるのなら、それはまたその意味で議論される必要があるだろう。

費用性資産でないなら、少なくとも従来の資産の分類からすれば、もう一つの可能性は貨幣性資産ということになる。「企業会計原則」では貨幣性資産は収入額(回収可能見込額)で計上されるが、さて、金融商品の時価評価はそこでいう回収可能見込額であるかが問われる。しかも、そこではたんなる時価評価ではなく、時価評価差額が純利益となるから、従来の貨幣性資産の収入額評価の延長上にはない。この点については、たとえば石川[2002 f]では次のように述べた。

「...そのことはたとえば次のような見解をみればより明らかになるだろう。すなわち『金融資産 - 特に自由に換金でき、換金が事業に制約されないもの - はそれ自体貨幣性資産であり、その価値の変動は換金を待つまでもなく実現利益を構成するキャッシュ・フローの要素とみることができる』(企業会計審議会[2000]の「経緯及び基本的な考え方」、但し傍点は引用者)と。ここでは貨幣性資産という性格規定になっており、しかもそこに『実現』が適用されている。貨幣性資産となると費用側の議論はできようがないが、こんどはなぜ貨幣性資産に実現が適用されるのか、これまでの伝統的な考え方からすれば検討の余地があるように思える」(石川[2002 f]10頁)

したがって、「以上の点からすれば、そこには原価配分もそして実現(あるいは実現可能)もいずれの概念も妥当しない。金融商品の損益はそうした概念とは別枠で捉えるのが合理的であるように思える」(石川[2002 f]11頁)ということになる。

以上より、金融商品会計基準と「企業会計原則」とは、いくつかの点で整合性に齟齬をきたしているようにみえる。仮に非整合的ではないとするなら、その論拠がより明確なかたちで示されねばならないだろう。

2 退職給付会計 - 引当配分が債務の時価評価差額か -

退職給付会計にかかわる「企業会計原則」の規定は、貸借対照表原則四の(二) Bと注解の18(引当金について)である。特に引当金に関する注解18の規定が、整合性問題とかかわる。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」(「企業会計原則」注解18)

ここで「将来の特定の費用又は損失であって」という規定を文字どおり読むと、そもそも引当ないし見越しによって認識・測定される費用はあくまで当期の費用であり、「将来の特定の費用」が当期の費用になるわけではない。その意味で、理解に苦しむ表現ではある³⁵⁾。

それはともかく、年金債務(割引現在価値計算によるストック評価額)の期間差額として捉えられた年金費用は、この引当金の概念と整合するのであろうか。これが、ここでの問題である。それは本稿(Part)での配分と評価の関係に照らしていえば、従来の配分思考の枠組みを支える基本ルールが「発生主義」(より広くは実現・配分・対応の枠組み)にほかならないが、「理論的・概念的には資産・負債観と発生主義がどう結びつくかの検討が必要となるう」(石川[2004 a]5-6頁)と述べたように、ストック評価に基づく期間損益計算がその発生主義とどう結びつくかという問題が指摘される。

たとえば、仮に固定資産(非金融長期資産)の評価に何らかのより直接的な解釈を与えるための手続がなされ、しかも減価償却がそのストック評価額の期間差額として計上されるなら、その減価償却(たとえば経済的減価償却)がはたして発生主義に基づく費用認識といえるかどうか。それは、これまでの過去支出額(取得原価)の期間配分としての減価償却と明らかに異なる会計処理であるだけに、それはもはや発生主義による費用配分(繰延配分)の別

の形態といえないように思えてくる。したがって、同じく年金債務（非金融長期債務）のストック評価額の差額としての年金費用も、従来の発生主義による将来支出の期間配分（引当配分）とは性格の異なる会計処理であるように思える。ここに、現行の「企業会計原則」との整合性が問われることになる。

そこで、あらためて現行の「企業会計原則」の基礎にある会計思考に照らして引当金の本質をみておきたい。そして、その本質規定とあらたな退職給付会計基準での費用計上との整合性の問題をみておきたい。

3 引当金の本質と退職給付会計 - 結果的損益計算と発生主義 -

引当金の本質は発生主義による適正な期間費用・損失の計上（既発生のみ未確定費用・損失）にあり、それはなによりも期間損益計算の見地に求められる。引当金はそうした費用・損失計上の結果でてくる貸方勘定にほかならず、その逆ではない。つまり、（これまでの）退職給付引当金や賞与引当金などの費用性引当金は、期間損益計算の見地から先に借方勘定としての費用が計上され、その結果として貸方勘定の負債が計上されるのであって、その逆、すなわち先に貸方勘定としての負債が認識計上され、その結果として借方勘定の費用が計上されるのではない。

ところが、年金債務を先に（しかも割引現在価値で）計算し、年金費用をその期間差額として捉える考え方は、貸方側の負債額を先に決める考え方であるといえる。そして、その結果として借方側の費用計上となされるという点で、先の期間損益計算の見地と逆転している。そこでは負債（あるいは資産）の認識測定が先で、その結果として損益計算がなされる。これを資産・負債アプローチというなら、そのアプローチは少なくとも期間損益計算の見地での貸借仕訳の先後関係が逆転しているという点で異なる。

重要な点は、先にも述べたように、そのアプローチが期間損益計算見地の中核にある発生主義や費用収益対応の原則とどう整合しうるかである。たとえば、

「引当金の性質ないし会計的認識を問題にするばあいには、いわゆる費用・収益アプローチと資産・負債アプローチがみられる。…後者のアプローチでは、負債性引当金はまさにその負債性において、評価性引当金はその資産性において、引当金の会計的認識の必要性をとりあげるものである。…損益計算に与える影響はその結果として位置づけられることになる」（髙村[1989]227頁、傍点は引用者）

というとき、その資産・負債アプローチに基づく引当金が本来の（費用・収益アプローチに基づく）発生主義と整合しうるかものどうか、ということである。それも仮に発生主義（の変形）であるというなら、少なくともその発生主義は本来の発生主義とは“逆転”していることを指摘しなければならない。

負債評価と発生主義の“逆転性”

①	Ⓐ 本来の（原因的）発生主義	適正な期間損益計算 (借方の費用 貸方の負債)
	Ⓑ 変形の（結果的）発生主義	結果的損益計算 (借方の費用 貸方の負債)

これまでの期間損益計算の見地に立つ退職給付引当金の計上が、あらたな退職給付会計基準のもとで、しかも資産・負債アプローチの見地にたつなら（年金債務の時価測定説）、賞与引当金、修繕引当金などその他の費用性引当金もまた、その見地のもとで捉えなければならない。なぜなら、そうでなければ全体の整合性は保たれなくなるからである。

こうして、現行の「企業会計原則」が「企業会計原則は、動態論の上に立脚して構成されたのである」（黒澤[1964]60頁）なら、そして金融商品会計や退職給付会計などのあらたな会計基準の登場がその立脚基盤と整合するものでないなら、ここにあらためて新たな会計基準が立脚する会計理論が問われることになる³⁶⁾。そして、従来のそれ（動態論の見地）との再構成とその全体のあり方が問われることになる。

補論3 「企業会計原則」との整合性問題 (2)

- 繰延税金資産と貸倒懸念債権のケース -

先の補論2でもみたように、現行の「企業会計原則」が期間損益計算の見地に立っている以上——損益法原理、動態論の見地に立脚——、そして発生主義 / 費用配分 / 費用収益対応 / 実現主義などの諸原則がその見地から出てくる以上、個々の新たな会計基準の整合性問題はその見地および諸原則に照らして検討されることになる。

本補論では、従来の見地に立つ会計方法（フロー志向）から別の見地（ストック志向）に立つ方法にシフトしてきているケース、また1つの会計基準のなかにこの2つの異なる見地に立つ会計方法がいわば併存しているケースとして、それぞれ繰延税金資産と貸倒懸念債権を取り上げてさらに補足しておこう。

1 繰延税金資産 - 繰延法と資産負債法 -

(1) 繰延法と資産負債法 - 2つの計算系とのかかわり -

税効果会計の方法には2つの方法がある。すなわち、「繰延法」と「資産負債法」である。「税効果会計の方法には、税効果会計基準で採用された資産負債法のほかに、繰延法と呼ばれている方法がある。税効果会計基準が適用される前の税効果会計の実務では、主に繰延法が適用されていた」（日本公認会計士協会[2001]33項）というように、前者が従来の方法であり、後者が文字通り資産・負債観に基づくあらたな方法である。両者の相違点は次のように示される。

①繰延法：フロー見地

会計上の収益・費用の金額と税務上の益金・損金との差異 当該差異に対する前払（後払）税金部分を将来期間に繰延配分

②資産負債法：ストック見地

会計上の資産・負債の金額と税務上の資産・負債金額との差異 会

計上の資産・負債が将来回収・決済されるとき解消され、税金を減額・増額させる効果がある場合

注意すべきは、繰延法にあってはあくまで適正な期間損益計算の見地（フローの見地）から資産・負債が計上され、その逆ではないという点である。つまり、重要な相違点は、繰延法では繰延税金資産・負債が期間損益計算の観点からいわば結果として出てくるのに対し、逆に資産負債法では結果としてではなく、むしろ資産・負債が先に定義されている（ストックの見地）という点である。

この相違は、税効果会計に適用される税率の扱いの相違として現れる。すなわち、前者では「期間差異が発生した年度の課税所得に適用された税率」（計算の基点が当初認識時）であるのに対し、後者では「一時差異が解消される将来の年度に適用される税率」（ある種の時価測定）の相違として現れる。第6節で議論した2つの計算系（図表2参照）でいえば、まさに計算の基点の相違として、前者が計算系に後者が計算系にそれぞれ属する方法だといえる。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

「資産負債法」でのストック志向の見地からは、繰延税金資産の貸借対照表計上額はその回収可能性が重要なポイントとなる。そのことは、「『資産負債法』を前提とした税効果会計は、我が国においては初めて導入された会計制度であるため、実務上での適用に当たり、当協会にも多くの質問が寄せられている。その中でも、繰延税金資産の回収可能性に対する考え方や実務上の判断についての質問が特に多く見受けられる」（日本公認会計士協会[1999]）、との説明からもわかる。

ここで重要な点は、「繰延税金資産は、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができる」と認められる範囲内で計上するもの」（「税効果会計基準に係る会計基準」注解5）と規定されているように、繰延税金資産が将来の納付税の軽減効果が確実に実現する範

囲内に限られるという点である。その点で、いわば“条件付き資産”であるともいえる。米国概念フレームワークの資産の定義、すなわち「資産は、過去の取引または事象の結果として、特定の実体により取得または統制されている、発生の可能性の高い将来の経済的効益である」に照らしていえば、そこでの「将来の経済的効益」が条件付きということであり、その計上額は将来の収益稼得能力（将来の業績予測）の判断にかかわるという点で特殊な資産概念であるともいえる。

したがって、資産計上にあたってその回収可能性の判断が重要になってくるが（その判断要件は日本公認会計士協会[2001]21項を参照）、周知のとおり、特に銀行の繰延税金資産の資産性の問題が社会問題化したわけである。ここで、仮に損益法原理の考え方（フロー志向）を徹底すれば、適正な期間損益計算が第一義であるから、回収可能性としての資産性は、繰延資産に典型的にみられるように、必ずしも問題にはならない。しかし、財産法原理的な考え方（ストック志向）からすれば、そうした見地からでてくる資産の資産性に問題が出てくるわけである。このことは繰延税金資産に限られず、問題はいかなる見地から資産・負債を捉えるか、その出発点にある。

こうして、現行の「企業会計原則」の根底に損益法原理の考え方があり、資産・負債もその見地からでてくるものであるなら、新たな税効果会計基準で採られることになった資産負債法は、それとの整合性に齟齬をきたしていることになるわけである。

(3) 銀行の繰延税金資産 - 見せかけの資本補強か -

銀行の不良債権処理にかかわって「税効果会計」が脚光をあびている。1つの会計基準が銀行経営をめぐる「官」と「民」の争点になっているわけで、それだけ会計の影響力が大となってきた昨今の状況をあらわしている。争点は、銀行の貸借対照表に計上されている巨額の繰延税金資産の「資産性」（回収可能性）、貸方側でいえば「資本性」（それによって膨らんだ自己資本）の問題である。

いわゆる「竹中プラン」ではその資産性ないし資本性が疑問視されている

が、大手銀行の約 8 兆円の繰延税金資産はコア自己資本（資本金および資本準備金）の半分まで達しており、それを10%までしか認めないという考えである³⁷⁾。問題は、貸方側（新聞では「税効果資本」とよんだりしている）のまえに借方側の資産性の有無、とりわけその「回収可能性」である。資本は資産と負債の差額にすぎず、資本性の問題はまず資産性の問題にほかならない。

すでにみたように、平成10年にあらたに導入された「税効果会計基準」では資産負債法が採られ、貸借対照表の計上額は将来の納付税の軽減効果が確実に実現する範囲内に限られる（日本公認会計士協会[1999]）。つまり、納付税の軽減効果が実現するには黒字経営でなければならない（そうでないと税金がもどってこない）。しかし、赤字が続いている銀行にその軽減効果の期待がもてない。つまり、見せかけの資本補強（水増し資本）というわけである。

この竹中プランに対し、銀行側は政府与党を巻き込んで猛烈な反対運動をおこした。8兆円もの資本がなくなればたちまちB I S基準を守れなくなるだけでなく、公的資金導入による銀行国営化がまったなしとなる。銀行経営者の首がかかっているわけだ。ここで、いつもの「激変緩和」という政治用語が出てくる。それは2002年2月に、減損会計の導入に対する与党が要求した「激変緩和措置」と同じ構図であり（政府与党の「証券市場活性化対策」の一環で）、いつもの「先送りの構図」である。

これまで銀行は、自社株買いの解禁（1994年）、株式の低価法から原価法への変更容認（1997年）、土地の含み益の自己資本算入（1998年）、税効果会計の1年前倒し（1999年）、日銀の銀行株の購入（2002年）など、一連の銀行優遇行政によって守られてきた。今回の問題も、いってみればその延長上にある先送りの構図といえる³⁸⁾。

2 貸倒懸念債権 - キャッシュ・フロー見積法と財務内容評価法 -

貸倒懸念債権は一般債権と破産更生債権との中間に位置するもので、その会計方法にも2つの方法がある。すなわち、「キャッシュ・フロー見積法」と「財務内容評価法」である。結論を先に言えば、前者はあくまで配分計画

の修正という思考に基づくものであるのに対し、後者は価値評価の見地（資産価値の修正）にたつ方法といえる。

①キャッシュ・フロー見積法：フロー見地

会計配分の枠組み（配分計画の修正）の見地に立脚する方法

②財務内容評価法：ストック見地

ストックの価値評価（資産価値の修正）の見地に立脚する方法

貸倒見込額 = 債権額 - (担保処分額 + 保証回収見込額 + それ以外の回収見込額)

この2つの方法の相違をもう少しみれば、たとえば実務指針では次のように説明している（いずれも下線は引用者）。

「…合理的な将来キャッシュ・フローの見積もりを行うためには、会社が担当者を置くなどして債権管理を継続的に行うことが前提となる。将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが可能であり、かつ、実際の回収が担保処分によるのではなく、債務者の収益を回収原資とする方針である場合は、財務内容評価法よりもキャッシュ・フロー見積法によることが望ましい」

「なお、債権の発生又は取得後に将来キャッシュ・フローの見積もりを更新した場合において、帳簿価額と比較するための現在価値を算定する際に適用すべき割引率は、債権の発生当初の約定利子率とし、取得した債権の場合は実効利子率とした。これを見積時点の改訂約定利子率又は市場利子率としないのは、当該処理が、債権を時価で評価し直すために行われるのではなく、あくまでも債権の取得価額のうち当初の見積キャッシュ・フローからの減損額を算定することを目的として行われるからである」（「金融商品会計に関する実務指針」229項）

重要な相違点は、キャッシュ・フロー見積法^①では担保処分というストック見地ではなく、債務者の収益を回収原資にするというフロー見地に立っている点、また^②では割引率^②がその時点の市場利子率ではなくあくまで当初の約定利子率で割引現在価値を計算する点である。特に、^②での割引現在価値

の計算において当初認識時の約定利利率が用いられる点は、時価測定との相違点である。この点は、先にみた税効果会計に適用される税率の扱いの相違点と共通することに留意したい。そこでの議論と同じく、第6節で議論した2つの計算系（図表2参照）でいえば、まさに計算の基点の相違として、キャッシュ・フロー見積法が計算系 に、財務内容評価法が計算系 にそれぞれ属する方法であるといえる。

図表7 繰延税金資産と貸倒懸念債権 - 2つの見地の併存 -

	フロー見地	ストック見地
繰延税金資産	繰延法	資産負債法
貸倒懸念債権	キャッシュ・フロー見積法	財務内容評価法
	計算系（当初認識時）	計算系（特定時点）

ところで、一般に企業会計における割引現在価値（PV）計算は、「利息法」に典型的にみられるように、伝統的な会計配分という枠内においてもいくつかのケースにおいてみられる。利息法がこうした会計配分に根ざしていることは、FASBの概念フレームワーク第7号では、“The interest method is grounded in historical notions”（FASB [2000] para.96）と述べている点にもみられる。

ちなみに、石川[2002d]ではそうしたケースとして①リース会計、②満期保有目的債券とともにこの③貸倒懸念債権のケースを取り上げ、それらに共通する資産（・負債）化と利子配分の対関係を抽出しているが、そのことは会計配分の思考とは異なる今日の「時価会計」における公正価値（時価）評価との相違を明らかにすることにつながる。そのことは、石川[2003a]で議論したように、たとえば満期保有目的債券（当初認識時を基点におく会計配分の枠組み - 計算系）と売買目的有価証券（特定時点での再測定の枠組み - 計算系）とを対比すればよい。同じく割引現在価値額計算を行っていても、それがいかなる会計枠組みから出てきているかを子細に検討すれば、両者の相違が明らかになるはずである。

いずれにせよ、以上みてきた貸倒懸念債権に関する2つの会計方法は、その計算思考ないし枠組みを異にしており、しかもその両方が1つの会計基準のなかで併存しているということができる。

補論4 「企業会計原則」修正の変遷と今日 - 現実と規範 -

何事もおよそ50年もたてばそのあり方が問われる。商法がそうであるし、憲法もまたそうである。商法では周知のとおり50年ぶりの抜本改正（会社法平成大改正）がなされ、さらに大規模な改正（会社法制の現代化、「会社法」法典の創設）がなされようとしている。また、憲法も明治憲法から現行憲法までおよそ50年、そしてその憲法制定から今日までがやはり50年であり³⁹⁾、今まさにその改正問題が政治的争点になっている⁴⁰⁾。

振り返って、昭和24年に制定された「企業会計原則」はどうか。これもまた同じく半世紀を経て今日にいたっている。本補論では、「企業会計原則」修正の変遷（制定から第4次修正まで）と今日のあり方、そしてそのことともかかわって新たな概念枠組み構築の問題について若干みておきたい。

1 「企業会計原則」修正の変遷と今日

- 今日の変容は会計原則修正の延長上にあり得るか -

「企業会計原則」は周知のとおり、これまで4回の改正がなされてきた。すなわち、昭和24年7月に設定されて以来、昭和29年7月改正（第1次修正）、昭和38年11月改正（第2次修正）、昭和49年8月改正（第3次修正）、そして昭和57年4月改正（第4次修正）であり、最終改正から今日までおよそ20年余りがたっている。その間、とりわけ90年代から始まった一連の新しい会計基準の導入による制度改革（会計ビッグバン）にもかかわらず、昭和57年改正（第4次修正）以来、そのままになっているのが現状である。

先の補論2でも触れたように、たとえば新たな「金融商品会計基準」と「企業会計原則」との関係は、「優先適用」という不明瞭な関係でお茶を濁している感が否めない。「企業会計原則」のなかの金融商品関連の基準は

（“優先”されないが、削除にはならない基準）、明らかに金融商品会計基準と齟齬をきたしているから、会計原則と個々の会計基準との関係は何らかのかたちで見直される必要がある。以下では、これまでの修正過程を振り返りながら、今日的な課題についてみておきたい。

新井[1984]では、企業会計原則の歴史を(i)制定から第2次修正までと、(ii)第2次修正から第4次修正の2つに区分し、前者を「自律的拡充の時代」、後者を「調整的発展の時代」と特徴づけている⁴¹⁾。ここでは、特に後者の時代を顧みて、とりわけ企業会計原則の根底にある考え方や、そこから出てくる諸原則がその修正過程を経てどのように変容したのか、仮に何らかのかたちで変容しているにしても、それが本文で議論した今日の変容と比較してどうなのか、端的には今日の企業会計にみられる変容（あるいは変質）がそうした会計原則修正の延長線にあり得るか、という視点から論じてみたい。

(2) 損益計算の基本構造と「実現」・「発生」の変容 - 新会計基準の位置

(i) 損益計算の基本原則

ここで企業会計原則の根底にある考え方をもっとも適切に表現し、制定から今日にいたるまで基本的に変っていない次の箇所を、制定当時のものと対比して示しておこう（下線は引用者）。

㊦ 「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基いて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。未実現収益は原則として、当期の損益計算書に計上してはならない」（損益計算書原則1 A、昭和24年）

㊧ 「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算書に計上してはならない」（同、現行）

損益計算の実質を規定するこの基本原則は、半世紀を経ても（若干の字句の修正のみで）その実質はまったく変わっていない⁴²⁾。まさに「現行の企業会計制度が、収支計算を原型とした期間損益計算構造を骨格としていることを

意味する。…『支出及び収入』を測定基礎とすることは、上述のように会計の基本構造を示すものであり、構造自体には変化はみられない」（鳶村[1985] 35頁）ということができる。

ただ、費用および収益の測定基礎となる「支出及び収入」（収支）の範囲は、過年度および当期の確定収支については問題ないが、次期以降の未確定収支（将来収支）が次第に（費用・収益の認識として）拡大されてきたことが指摘される⁴³⁾。ここでは、その収入にかかわる「実現」と支出にかかわる「発生」の内容拡大を、特に新しい会計基準にみられる今日の変容のあり方（変容のレベル）と比較するかたちで、それぞれみておきたい。

(ii) 「実現」の内容拡大と金融商品会計

まず「実現」であるが、昭和49年の第3次修正では 未収収益の計上禁止から計上強制へ、 割賦販売の原則基準が回収基準から販売基準へ、 委託販売の売上計算書到達基準が原則基準から限定容認基準へ（以上2つは特殊商品販売の収益認識）、いずれも収益認識される未確定収入の範囲の拡大（言い換えればより早いタイミングの収益認識）、すなわち実現の内容拡大がはかられている。問題は、この内容拡大のレベル、特にあらたな金融商品会計基準での収益認識との比較である。

売買目的有価証券の評価損益は、確かに「実現可能」あるいはあらたな「実現」の解釈のもとで「実現」と捉える見解がある⁴⁴⁾。しかし、先の実現の内容拡大は、いずれも商品および用役の提供にかかわる収益認識であり（実物経済にかかわる収益認識の内容拡大）、それとは経済的基礎を基本的に異にする金融商品にも（金融・証券経済にかかわる収益認識）それと同様に実現の内容拡大がはかられていると解釈でき得るかどうか。

仮に、そうした経済的基礎の相違にかかわらず、会計上の収益認識をすべて実現内容の拡大で説くなら、金融商品の収益認識はこれまでの企業会計原則修正の延長線上（第5次修正）という位置づけで十分であろう。だが、会計原則での損益計算の基本原則（収支的期間損益計算構造）に照らして、今日の金融商品会計はどうなのか、というより基本的（構造的）な問いかけがき

わめて重要である。たとえば石川[1999]（石川[2000]第10章所収）では、今日の公正価値による金融商品会計を収支的期間損益計算の枠組みの外に位置づけて論じている⁴⁵⁾。

「(支出を価額基礎にする資産において) 特定の資産ないしは資産カテゴリーに時価評価が適用されるなら、それは支出額を基礎として測定される原価主義の原則はもはや適用されないことになる。原価主義が適用されないとすると、その資産ないし資産カテゴリーの測定原理は収支的期間利益計算構造からの規定を受けなくなる。つまり、その計算構造（収支的期間損益計算構造）の外に出ることになる（図表10.2参照）」（石川[2000]296頁）。

ここに、金融商品会計基準が企業会計原則の部分修正の延長線上（実現の内容拡大）にあり得るかというより大きな問題があり⁴⁶⁾、その見方いかんではこれまでの単なる会計原則修正の延長ではなく、後述するあらたな概念枠組みの構築と密接にかかわってくる。

(iii) 「発生」の内容拡大と退職給付会計

次に、「発生」の内容拡大、つまり費用認識に関する未確定支出の範囲の拡大についてみておきたい。周知の通り、昭和49年の第3次修正で負債性引当金の3要件（費用たる支出の確実性、支出原因事実の当期存在、支出金額の合理的見積）が規定され、さらに昭和57年の第4次修正で4要件に改められたことは先の補論2でみたとおりである。特に、その第4次修正では費用性のみならず損失性の引当金が入り入れられ、その点で将来支出の範囲が拡大された。この損失性引当金の根拠づけはたとえば保守主義があげられるが、そこでは特に計算目的とのかかわりが重要になる⁴⁷⁾。

その点については詳しくは触れないが、ここでは退職給付会計での費用計上、とりわけその計算目的とのかかわりについてみておきたい。すでに補論2でみたように、そこでの費用計上は年金債務の時価評価の期間差額として計上される（これが通説的見方）。そこでは本来の費用性引当金の計上のあり方（費用計上 負債計上）とは逆になっている点（負債計上 費用計上）、し

たがって 結果的な損益計算になっている点、さらには その点と発生主義とのかわりいかん（発生主義の逆転性）、という3つの問題点が指摘された。

さらなる問題は、こうした結果的な損益計算という会計方法のあり方がどこから出てきているかという点である。本来の損益計算に立脚するなら、少なくともわが国の「企業会計原則」での損益計算の基本原則に立脚するなら、費用計上 負債計上でなければならぬはずである。それが逆になっているのは、すなわちまず負債のそしてその時価測定が先に行われるというのは、何らかの別の要請（会計目的）、たとえば財務実体（財務透明性）の開示といった外生的要請が働いていると考えられるからである。

結果的な損益計算とは、まさにそうした要請（それが第一義的）にいわば付随して結果的に出てくる損益計算という位置にあり、したがってそれはすでにみた会計原則での損益計算の基本原則（これがそこでの第一義的目的）から出てきたものでないことになる。ここに会計目的とのかわりで検討されるべき重要な論点があり、その検討次第ではここでも新しい退職給付会計基準が従来の「発生」の内容拡大の延長線上（第5次修正）にあり得るかという、より基本的な問題が問われることになる。

以上、要約すれば次のとおりである。

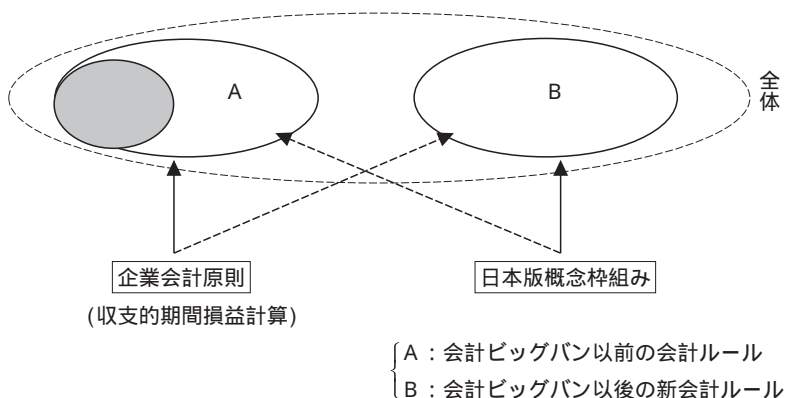
損益計算の基本原則「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上」

- 「収入」：第3・4次修正での「実現」の内容拡大(将来収入と収益認識の拡大)
金融商品会計はその延長上にあり得るか？
- 「支出」：第3・4次修正での「発生」の内容拡大(将来支出と費用認識の拡大)
退職給付会計はその延長上にあり得るか？

また、後述の（公表が予定されている）日本版概念枠組みもふくめて、全体整合性の問題を図示しておけば図表8のようになる。現行の会計規則の全体は会計ビッグバン以前の会計ルール（集合A - 網掛け部分とA全体の関係は実

現・発生の内容拡大)と金融商品会計などの新会計ルール(集合B)から成っており、前者のAは企業会計原則との一定の整合性のもとにあったといえ、後者のBの会計ルールはここで議論したようにその整合性が問題になっているわけである(図の破線矢印)。逆に、あらたな概念枠組みが仮にBの会計ルールを支えるものであるなら、今度はAの会計ルールとの整合性が問題となる(図の破線矢印)。ここに企業会計原則と新たな概念枠組みのそれぞれの見地からみた“2つの”整合性問題があり、そこに第3節での「全体」の捉え方(集合AとBの関係)の議論(図表3参照)がかかわるわけである。

図表8 “2つの”整合性問題



2 商法の抜本改正と会計原則

- 開示規制と配当規制(配当財源)の変容 -

本文のむすびで「現実と規範」について述べたが、商法とりわけ会社法においては、まさにその規範あるいは原理・原則にかかわる抜本改正が行われようとしている。そこに、規範と現実との乖離が大きくなったとき、「規範」が「現実」の方に合わされよう(変えられよう)とする1つの典型的な事例を見ることができる。ここで規範とは、会社法の根幹にある(有限責任制の対価としての)「資本3原則(資本制度)——①資本確定の原則、②資本不変

の原則、④資本充実・維持の原則——にほかならない。

この3原則のなかでも、とりわけ「資本充実・維持の原則」の根幹にかかわる改正が、近時の改正（平成13年、平成14年）、そして法制審議会（会社法部会）が公表した「会社法制の現代化に関する要綱試案」（平成15年10月）のなかに一貫して見られる。ここでは、それ自体に立ち入ることはできないが、先に示した視点、すなわち企業会計原則修正の変遷史とのかかわりでみておきたい⁴⁸⁾。

周知のとおり、これまでの企業会計原則の修正、とりわけ第3次、第4次修正（調整的発展の時代）は会計原則の論理（損益計算の基本原則）と商法の論理（債権者保護による資本充実とその物的基礎としての財産の確保）との調整の歴史でもあったわけで、その商法がそれまでの部分修正ではなく抜本改正であるなら、ここでもこれまでの部分修正の延長（第5次修正）ではなく、企業会計原則の何らかのかたちでの抜本の見直し問題と密接にかかわってくる。ここでは、開示規制と配当規制（配当財源）の変容を省令化（委任）の意味をふまえてみておきたい。

今回の商法改正の1つのポイントはそれまで商法本体で規定されていた財産評価と配当規制の一部が省令化（委任）というかたちで本体から切り離された点にある（285条の財産評価の特則、290条の利益の配当⁴⁹⁾）。これは企業会計の今日的変容への柔軟な対応の1つのあり方であり、（商業帳簿の作成規定に関する）「斟酌規定」（32条2項）のいっそうの進展のかたちともとれる。特に開示規制につき、その省令に委ねることの意味は、その側面においてかぎりなく証券取引法に近づくということであろう（会社法の“証券取引法化”）。この点で、企業会計原則との調整の歴史は、ある意味で終止符を打つという意味すら持つともいえる。

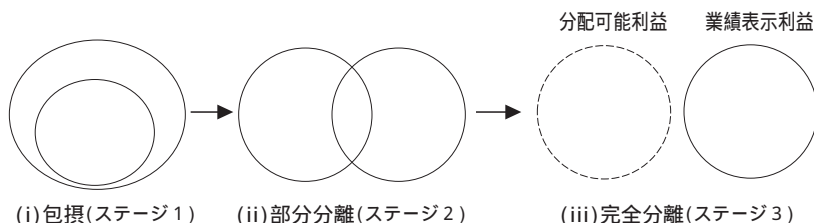
では配当規制の方はどうか。この面でも資本金および法定準備金（資本準備金と利益準備金）を除いて配当不能財源の一部省令化という方式がとられている（290条1項4号）。だが、たとえば先の開示規制の面で時価会計導入が図られながらも、その評価益（未実現利益）が配当財源になるかどうかは省

令の規定に委ねることになるが、そこには従来の商法の論理が働くものと思える。しかし、評価益に限らず他の配当財源もふくめて、将来もそうであるとはいえない。ここに省令委任の1つの意味があるといえる。

ひるがえって、これまでの企業会計が「損益計算の構造自体が実現主義の原則、発生主義の原則、および原価主義の原則等にささえられた処分可能利益計算構造であり、その枠内での経営成績表示を目的とするもの」（鳥村[1985]33頁、傍点は引用者）であるなら、会計原則の基礎には処分可能利益計算の枠組みがあり、そのもとで利害調整会計および意思決定会計の双方が遂行されてきたといえる。だが、今日の後者の意思決定会計優位のもと、とりわけ金融商品会計などの新しい会計基準はその見地から出てきているといえる。その意味で、企業会計原則の基本枠組み（収支的期間損益計算の枠組み）と個々の会計基準とりわけ金融商品会計基準などの新しい会計基準（投資意思決定に有用な情報の開示会計）とは、いわば“二重の構造”という現実になっており、しかも意思決定会計（情報開示会計）がその優位性のもと利害調整会計（処分可能利益計算）から次第に分離される方向にあるといえる⁵⁰⁾。ここに加えて、商法における（省令委任方式による）開示規制の証券取引法化および配当規制（配当財源）の大きな変容がなされようとしているわけであるから、その分離傾向はこれまでの商法との調整という枠を超えていっそう強まるものと思われる⁵¹⁾。まさに、石川[2002b]で指摘した方向に進んできているといえる⁵²⁾。ちなみに、そこで示した図をここにあわせて再録しておこう（図表9）。ステージ3の破線は、分配可能利益なる利益概念そのものが存在しなくなる可能性（単に分配可能額）を示している。

「開示規制と配当規制とは従来通り商法第290条という調整場でなんとかつじつまをあわせる形にはなっているが、先に述べたように業績利益の多元化といった方向が将来においてわが国にも導入されるようになると、そのようなこれまでの調整方式ですむのかどうか、筆者には疑問に思われる。それは調整といったレベルを超えて、両者は基本的に分離していく方向になる可能性も十分考えられるわけである」（石川[2002b]41頁）。

図表9 分配可能利益と業績表示利益の関係



だが、さらに配当財源の問題にもかかわってより大きな問題が横たわっている。資本と利益の区分（資本剰余金と利益剰余金の区別）という会計原則の根幹にかかわる問題である。詳しくは別の機会に譲るが、今回の商法改正は、この点でも大きな変容を遂げようとしているからである⁵³⁾。ちなみに、企業会計原則では昭和49年の第3次修正で資本取引と損益取引の区別の注解をあらたに設定したが、それは商法上の見地との相違に基づいたものであった。もともと会計原則上の資本と商法上の資本とは相違しており、強制法規である商法に歩み寄って調整されたわけである。だが、その商法の見地が今回の改正で大きく変わったわけで、ここにも現行の企業会計原則の見直し問題はどのようなかたちであれ避けて通れないといえる⁵⁴⁾。

いずれにしても、およそ半世紀のあいだ維持されてきた企業会計原則の基盤が、金融・会計の国際化にともなう会計ビッグバン、経済産業政策にともなう商法大改正によって大きく揺れ動いていることは確かである（図表10参照）。そこに、企業会計サイドからの新たな概念枠組み構築の重要な意味があり、それは（設定主体は異なるが）企業会計原則の見直し問題とも無縁ではない⁵⁵⁾。

図表10 商法と企業会計の変容 - 相互の影響 -

	改正商法	企業会計
開示規制	評価規定の省令化	新会計基準の導入 (実態・リスク開示、資産・負債観の台頭)
配当規制	配当財源の省令化 (配当可能利益の変容)	資本と利益の区分

3 新たな概念枠組みの構築 - あらたなパラダイム効果 -

今日の企業会計は、企業会計原則と必ずしも整合しない（会計ビッグバンにともなう）新たな会計基準の導入、さらには（何らかの経済産業政策のもと）商法の抜本改正を受けて新たな時代に直面しているようにみえる。先の企業会計原則の歴史（2つの時代区分）に照らしていえば、その“第3の時代”に入ったともいえる。

もっとも、すでに述べたように、その変容の捉え方いかんでは、これまでの企業会計原則修正の延長線上で捉えられるとの理解もあるかもしれない。しかし、筆者にはそう思われたい。すでにみてきたように企業会計の今日の変容（あるいは変質）はこれまでの部分修正の枠内で捉えられるようなレベルではなく、したがって企業会計原則も抜本的な見直しが必要であるように思える。もしそうであるなら、問題はどのようなかたちで抜本改正を行うかである。

この点で、わが国にも英米系の概念フレームワークに匹敵する会計基準の概念的基礎の明文化（日本版概念フレームワーク）が近く公表されることになっている。それは企業会計原則の抜本改正というかたちではないが、会計基準の概念的基礎のあらたな構築という事実それ自体が今日の企業会計制度の大きな転換点を象徴している⁵⁶⁾。ここでは、あらたなパラダイム効果、概念枠組みの立脚点、現実と規範のあり方、史的文脈でみることの重要性の4点について述べておきたい。

第1は、あらたなパラダイム効果ということについてである。わが国の企業会計原則が理論的にも実践的にもそのパラダイム効果を果たしてきたことについては、以下の引用にみられるように、すでに黒澤および新井が指摘しているとおりである。近く公表される概念フレームワークは、その内容いかんでは、先に述べたように企業会計原則の歴史に照らしてその“第3の時代”を画するものになり、あらたなパラダイム効果をはたす可能性がある。

①「はじめ違和感をもって迎えられた『企業会計原則』も、やがてわが国の会計学者集団によって、受容されはじめた。簡単にいうと、会計原則ひとたび出ずるや、わが国の会計教科書は、すべてそれにしたがって書き改められた。これが現実のパラダイム効果である」(黒澤[1984]10頁); ②「企業会計原則はわが国の会計理論研究者に対して共通の場所・素材を提供し、同一の思考集団・研究集団を作りあげる効果を果たしてきた」(新井[1984]36頁)

第2は、その内容に関してである。まだ公表されていないので何ともいえないが、本稿の論題に照らしても筆者がもっとも注目しているのは整合性の問題である。とりわけ英米系の概念フレームワークが意思決定有用性の見地に立脚しているだけに、その外的有用性と内的整合性とのかねあいが1つの注目点といえる(日本版概念フレームワークにおける整合性の地位)。

そのさい、収益・費用概念の扱わないし位置づけがどう明文化されるかも注目されよう。というのは、英米系の概念フレームワークが資産・負債中心観に立脚しているのに対し、少なくともわが国の企業会計原則は、すでにみたように、その設定以来、収支的期間損益計算としての損益計算の基本原則に立脚しそれを維持してきたからである。この基本原則が英米系の資産・負債中心観と両立するならまだしも、すでに先の補論2, 3でみてきたように必ずしもそうはいえないからである。

この点で、日本版概念フレームワークというとき、「日本版」の意味合いをどこに求めるか、これが重要でありまた注目点でもある⁵⁷⁾。いみじくも、企業会計基準委員会の斎藤委員長は、あるところで次のように述べている。その視点がどういふかたちであられるか、その点でも注目されるところである。

「われわれにとって大切なことは、米国基準や国際基準を無批判に追いかけるだけの一面的な理屈で日本基準を論評することではなく、米国基準も国際基準も日本基準もすべて突き放して対象化し、それらを客観的に分析することです」(斎藤[2003]7頁)

これに関連して、(証券市場を使いこなせる)「公開株式会社法」の構想を展開している上村[2002]での次の指摘は、日本版概念フレームワーク構築についても同様であり、きわめて示唆的である⁵⁸⁾。証券市場を中核に据えた法制度も会計制度も、その構想にあたってなぜ「理論は彼らよりも常に優れていなければならない」のか、その意味合いがきわめて重要といえるだろう。

「...株式会社制度構築のための長い歴史的体験を持つ欧米と異なり、日本では、可能な限り欧米の現時点での規制水準を理論構成することで、歴史的な遺伝子の欠如を補っていくことが必要と考えるためである。しかし日本は彼ら以上に物事を論理的に構成し、そうして出てきた結論を絶えず着実に実行していく努力が必要である。理論は彼らよりも常に優れていなければならないのである。...世界最高の自動車や電化製品を作れる日本人が、資本市場法制・株式会社法制について、最良のモデルを作れないと決めつけるべきではないであろう」(上村[2002]序文 viii頁、傍点は引用者)

第3は、これがある意味でもっとも重要なところかもしれないが、現実と規範のあり方に関してである。すなわち現実と規範のギャップが大きくなると、その1つのあり方として規範を変貌する現実の方に合わそうとする動きがでてくる。それは一見当然のあり方のようにもみえるが、他方でより冷静にみる必要もある。企業会計原則での規範とはすでにみた損益計算の基本原則にほかならないが、それが今日、資産・負債観の台頭のもとその立脚点が揺らいでいる。しかも、その資産・負債観は必ずしも損益計算とは直結しない外生的要請(実態開示、財務透明性、リスク管理など)とも結びついている⁵⁹⁾。むろん、そうした要請に応えていくのも現実の企業会計のあり方ではあるが、そのさい何が基本目的であり、何がそれを遂行する基本原則であるか、そのことを明確にした上でなければならない。その点で、先とは逆に現実を規範の方に合わせていくというあり方もまた重要であろう。ここに、「現実」と「規範」(原理・原則)の相互の規定関係の重要性がある。商法(資本3原則)でも、企業会計(損益計算の基本原則)でも、その規範が変容する現実(経済産業政策や会計基準の国際的調和化・統合化)の方に合わされようしている今日、

なおさらその相互関係の見方が重要であるといえる⁶⁰⁾。

最後に、こうした新たな概念枠組みの構築を史的文脈のなかで相対的に捉える視点の重要性を指摘しておきたい。たとえば石川[2004 a]では、企業会計の今日の変容の基礎にあるものを資本主義経済の発展過程の視点から次のように述べた。会計基準の国際的調和化・統合化も日本版概念フレームワークの意義も、そうした視点からみれば一層理解されるだろう。幾分長くなるが、最後に引用しておきたい。

「...とりわけコモンローにかかわる『デファクトスタンダード（事実上の標準）』という視点が重要に思える。図式化すれば、『投資銀行および機関投資家 アングロサクソン・モデルの伝播 デファクトスタンダードの国際的浸透 IAS (IFRS) などの会計基準の国際化』という構図である。こうした英米基準の基礎にあるもの（アングロサクソン・モデルの本質）、とりわけその生成変遷の理解なくして、今日起きている会計諸問題のよってたつところはなかなか見えてこないといえる。さらにいえば、こうした株主（投資家）資本主義が資本主義経済の1つのあり方——“アングロサクソン流金融資本主義”——にすぎず、したがってその生成変遷の一過程（1つの局面）であることをふまえたうえで、今日的会計現象を捉える視点（史的・総体的相対化）が重要になる。...いずれにせよ、企業会計の今日の変容も、そうした歴史の文脈のなかで、すなわち経済の発展過程とりわけ証券市場の発展過程および株式会社制度の発展過程の一環として捉えていくことで、その本質的な理解が得られるといえる」（石川[2004 a]28-29頁）

注

- 1) 石川[2002 a] (192頁) では、それをもって期間損益計算の「正常性確保説」と評した。
- 2) このフロー計算とストック評価の自律・従属の関係（主従関係）からすれば、今日の企業会計のあり方を考えるさい、その関係の今日的“逆転性”が1つの論点になる。
- 3) 本稿のPart は、したがって石川[2002 a]の延長上で、いわば「続書評」としても読むこともできる。
- 4) 辻山[2002]370頁の注27では、そこでのキャッシュフローの配分につき（用意周到

現代企業会計の全体的あり方（石川）

- にも)「『実質的なキャッシュフロー』をどのようなものとみるかという問題と密接に結びついている」と述べているように、その実質的なもの解釈が実は時価評価損益をキャッシュフローの配分としての純利益という理解につながっている。
- 5) 詳しくは石川[2004 a]Part 参照。
 - 6) 年金会計での利息費用の捉え方については、石川[2004 a]第2節参照。
 - 7) 古くは個別価格変動会計での会計と財務の交錯である。石川[2000]310-12頁参照。
 - 8) 経済的減価償却はその1つの償却方法といえる。石川[2000] 6章補論6.1 (161-62頁) 参照。
 - 9) 詳しくは石川[2004 a]第2節参照。
 - 10) 石川[2004 a]の補遺1では、その一般的な証明を示している。
 - 11) より詳しくは石川[2004 a]参照。
 - 12) 米山[2003]では、この他に「資産の除却に伴う債務の会計」のケースが挙げられている。
 - 13) ちなみにこの点は、周知のとおり、わが国の企業会計原則と商法との調整でも同様にいえる。補論4参照。
 - 14) 年金会計での追加最小負債、売却可能有価証券がその例として挙げられている。ただ、全面時価アプローチが採用されると(JWG案)、「例外」ケースにはならず、第2項に属することになる。
 - 15) 石川[2003 a]参照。
 - 16) この相違は監査のあり方の相違にも反映する。すなわち、系 = 配分ルール of 適正性の監査(会計ルール準拠性監査) といえば、系 = 価値評価の妥当性・正確性の監査(実査的監査) といえる。特に系 の多くは期中仕訳よりも毎期末の決算仕訳として集中的に現れる。
 - 17) この点については、石川[2003 a]4頁参照。
 - 18) 石川[2004 a]35頁図表14,15および石川[2004 b]72頁参照。
 - 19) 売買目的有価証券ですら、洗替法(原則法)に見られるように翌期首に反対仕訳が行われることをみても(法人税法でも当期末に評価益が益金算入されても翌期首に同額が損金算入される)、それが純然たる利益(所得)計算を行っているのかという素朴な疑問がでてくる(リスク開示 “結果的” 利益、ないしはある種の “暫定的” 利益)。
 - 20) 石川[2002 d]では、その観点から、リース会計、満期保有目的債券、貸倒懸念債権のケースを、いずれも計算系での割引現在価値計算のケースとして論じている。

- 21) 「区分(ないし区別)の論理」、とりわけ「拡張の論理」との違いについては石川[2000]119頁も参照。別枠論については石川[2000]第11章、端的には『日本経済新聞』2000年12月18日の「経済教室」参照。また、この区別の論理についてさらに敷衍すれば、今日の金融・証券経済にかかわる会計問題は、「生産関係」とは区別される「所有関係」にかかわる会計問題とすることができる。石川[2000]182,231,286頁参照。
- 22) より詳しくは石川[2004 a]第8節参照。
- 23) 石川[1995]では「有価証券の時価評価を…、原価主義会計の本来的枠組みとは異なる別枠として捉える新たな道を開くだろう。そして、あらためて『原価主義会計と何だったのか』といった原価主義会計の本来的枠組みを明確にするであろう」との見解を示している(石川[2000]17頁に所収)。
- 24) より詳しくは、石川[2000]104-105頁参照。
- 25) たとえば森田・宮本[1996]14頁および64頁、石川[2000]255頁注(17)参照。
- 26) I A S B [2002c]。
- 27) この点については石川[2002 f] 8頁参照。また、トレーディング目的有価証券の簿価決定および簿価変動の性格については、石川[2003 a] 4-5頁参照。
- 28) トレーディング目的有価証券の評価損益を実現利益と解釈する見解(主観のれん説)については、石川[2002 f] 6-7頁および補論参照。
- 29) この点については石川[2004 a]22頁参照。
- 30) I A S B [2002a]から I A S B [2002c]、I A S B [2003]。
- 31) たとえば2つのコラムを区分基準については石川[2002 c] 48頁注91参照。この新たな報告様式は投資家の意思決定有用性の観点が全面にでているが、そのことは現在の最新版である F A S B [2003]での次の一節に端的に示されている(下線は引用者)。“The proposed format is intended to enhance financial analysis. ...while the rows and columns are intended to sort the data into categories that each convey different information aspects of a company’s overall financial performance.”そこでの“different information aspects”の区分基準がコラム区分と関連するが、その内容が必ずしも明確でない。
- 32) 詳しくは石川[2000]第9章補論9.2(特に246-51頁)参照。
- 33) ちなみに、I A S B案の基礎にエドワーズ=ベルの発想が横たわっている点は、単に辻山教授の推理ではなく、I A S B案の起草者に直接確認されているとのことである。辻山[2004]脚注12。
- 34) I A S B案にはイギリスの考え方が色濃く反映しており、しかもアメリカと違っ

現代企業会計の全体的あり方（石川）

で固定資産にも時価評価および評価（保有）損益が容認されているが、しかしそれらはインフレ会計時代のものとは明らかに性格を異にしているといえる。

- 35) その点では、むしろ修正前の注解18での負債性引当金の3つの要件、すなわち将来において特定の費用たる支出が確実に起こると予想、当該支出の原因事実が当期に存在、当該支出の金額の見積りが可能、の方がまだ理解できる規定だったように思える。ちなみに昭和57年の修正では、この他に では当期に加えて当期以前、そしてあらたに 損失性引当金が設けられた。鳶村[1985]241-50頁参照。特に異なる計算目的（期間業績の把握、企業維持）との関連が重要であり、そのことは今日の企業会計における計算目的の変容（実態・リスクの開示）での目的依存的概念が何であるかという点でも重要である。
- 36) 黒澤[1964]（60頁）では企業会計原則の体系を「費用の原則」、「収益の原則」から始める構想の存在が示されている。これはその立脚点をみるうえで重要なところであろう。ちなみに、「資産の原則」、「負債の原則」から出発するのは、その原則の意味合いにもよるが、少なくとも損益計算の基本原則の見地からは、「資産の評価」、「負債の評価」はあっても「原則」というにはなじまないようにも思える。
- 37) 「竹中プラン」については石川[2003 b]参照。
- 38) より詳しくは、評者のHPに連載中の「時事会計入門講座」のNo.12「銀行の8兆円の資本補強と税効果会計」および（その後、公的資金が導入された）No.19「りそなショックと厳正監査」を参照。また、時価会計をめぐる会計の政治化については石川[2004 c]参照。
- 39) 現行憲法を「GHQ憲法」という人もいるが、自民党も結党50年にあたって憲法改正に着手しようとしている。ちなみに法人税法もシュウブ勧告から50年以上、現在の法人税法が制定されてほぼ40年が経ち、その本来のあり方（確定決算主義が分離主義）が基本的に問われている。したがって、商法、税法、企業会計の「三位一体」関係の見直しと、それぞれの本来のあり方（より自立した関係のあり方）が本格的に問われる時代に入ってきたといえるだろう。
- 40) 『読売新聞』2004年5月3日は憲法改正の「読売試案」一色であった。一新聞社が自らの見解を自社の新聞を使ってここまで全面展開するのはきわめて異例である。ちなみに、新聞5社の5月3日の社説（産経新聞は5月2日）の比較は、いみじくも各社の性格が色濃く滲み出ていて興味深い。
- 41) 第1次修正および第2次修正の過程は黒澤[1964]（109-114頁）参照。戦後会計制度史における黒澤の軌跡については千葉[1999]がある。特に黒澤の「会計基準委員会」の設置構想の存在とその挫折は興味深い。筆者の関心は、会計制度史の発展シエー

- マとともに、戦後わが国の会計理論史（その継承性と断絶性）の発展シエマである。
- 42) こうした原理原則が半世紀の間もずっと維持されてきたことは、とりわけコンローの英米系（アングロサクソン型）の会計基準設定のあり方と比べても、（その是非の議論はあろうが）ある意味で驚くべきことともいえる。
- 43) 詳しくは嵐村[1985]35-38頁参照。
- 44) 石川[2000]（第5章および第6章）、石川[2002 f]参照。
- 45) 石川[2000]図表10.1と図表10.2参照。
- 46) さらにより切実な問題を指摘すれば、今後次第に明らかにされるだろうが、FASBとIASBとが合同で現在進めている資産負債中心観に基づく収益認識がよりダイレクトなかたちでかかわってくる。
- 47) 価値減少が未発生である引当金の当期計上いかんは会計の計算目的とかわる（客観的事実概念に対する目的依存概念）。特に期間業績の把握と回収計算の健全性の相違については嵐村[1989] 232-35頁参照。
- 48) この問題を扱ったシンポジウム「資本制度の変容と展望」が早稲田大学（5月24日）で行われた。特に商法学者から会計学の“独自性”とか、会計の商法からの“自立”、さらには会計学的に資本とは何かといった問題提起もあり、商法学者が会計（ないし会計学）に対してどのような見方をしているかその一端を垣間見た。なお、資本制度の崩壊、とりわけ配当規制とのかかわりについては安藤[2003]、野口[2001]、平成13年商法改正の企業会計への影響については岸田[2001]、配当可能利益の変容については尾崎[2002 b]、弥永[2003]第9章参照。
- 49) 改正商法285条により、各種資産、引当金の評価規定（285条の2～7、286条、287条）はすべて本体から削除された。
- 50) 石川[1999]での一元的利益計算会計と多元的情報開示会計の対比（図表10.5）参照。分配可能利益と業績表示利益の関係は石川[2002 b]41頁図表4参照。ちなみに、井尻[2003]での「審判の使う会計」（equity accounting）と「監督の使う会計」（operational accounting）の用語を使えば、現行の会計原則と個々の会計ルールは審判と監督が使う会計の二重構造になっているといえる。
- 51) そのことは何らかのかたちで従来の意味での「商法会計」が後退することを意味するだろう。
- 52) 石川[2002 b]の図表4参照。また石川[2000]第9章（241頁）および第10章（271頁）でも同様の指摘をしている。
- 53) 具体的には資本準備金と利益準備金の区別の撤廃、資本準備金の減少額の配当可

現代企業会計の全体的あり方（石川）

能利益への組入れである。わが国の法定準備金制度の変遷と近時の変容・変質については尾崎[2002 a]がある。とくに将来の配当規制のあり方につき、「資本原則が唯一のものではない」（23頁の注32）と、企業情報開示の充実による投資家の自己責任方式が指摘されている。浜田[2004]でも、「伝統的な債権者保護規制が緩和されつつあるだけに、別の観点から債権者保護を実効的なものとする必要性は一層高まっている」（27-28頁）として企業会計情報の公開の徹底があげられている。

こうした資本原則のあり方の再考は、その原則を相対化する点で一定の意義があるが、計算構造的な配当規制から情報開示の充実・徹底化（尾崎[2002 a]では特にキャッシュ・フロー情報を重視している）による方策が、これまでの資本維持の代替方式になりうるかどうか（換言すれば、有限責任制の対価になりうるか）。そこに、配当規制の面にも情報開示優位志向（情報開示 > 利益計算）の浸透を見て取れる。利益計算 > 情報開示から情報開示 > 利益計算のシフトの構図については石川[1999]（石川[2000]270頁）参照。

- 54) 企業会計原則での資本取引と損益取引の区別の修正過程については髙村[1985]15-18頁、および193-98頁（注解の修正過程）、剰余金に関する注解の修正過程については同250-55頁参照。いずれも商法との調整の歴史といえる。また、会計原則上の資本と商法上の資本については同198頁参照。会計上の利益（処分性）に対する資本（拘束性）の概念構成については、たとえば公正価値会計の資本維持（市場収益率資本維持）とも類似する「経済的資本維持」（井尻）や「拘束性の認識範囲」（森田）も資本概念の1つの見方（利益決定規準としての資本、とりわけ投資家・経営者の見地）になる。石川[2000]第12章298頁、322-23頁の注(5)および注(18)参照。
- 55) 企業会計原則をどうするかについては、その制度的役割の「終焉論」と「存続論」の議論がある。富岡[2003]第2部第7章第6、7節参照。特に企業会計原則に代わるものを“新築すべき”か、それとも“改築すべきか”の議論（451頁）は、第7節での全体構成の3つの捉え方（端的には図表3）の議論ともかかわる。
- 56) かつて番場[1984]が主張した指導的規範としての会計原則と個別会計基準との二分論（会計原則の二面性）でいえば、概念フレームワークは少なくとも前者の面において企業会計原則に代替する可能性があるといえる。
- 57) 顧みれば、わが国には黒澤・上野・太田・中西・岩田はじめ、番場・諸井・飯野・江村など企業会計原則の設定とその発展に携わった先人の努力と理論的蓄積がある（たとえば黒澤他『解説 企業会計原則』をみられよ - 黒澤[1964]）。この点を顧みるだけでも、いたずらに英米系の会計に流されない理論的土壌があることを忘れてはならない。この点で、次の千葉[1999]の指摘はきわめて同意できる点である。「今日

の理論的・歴史(学)的問題を、私達自身の日常的な研究の『内発的』な問題として受け止める努力をなすことこそが、優れた先輩達の業績を「正当性」(Legitimitat)の観点に立つて的確に位置づける伝統を有しない日本の会計学の状況の中で、私達に与えられた重要な宿題ではないだろうか(175-76頁)。

58) ここで公開株式会社とは「証券市場の存在を理論の中核に据えた株式会社法理を意味する」(上村[2002]115頁)。

59) 石川[2004 a]の第8節および第9節参照。

60) 特に商法改正が議員立法のかたちで行われたのは、それが近時の経済状況化での政策的立法であることを物語っている。また、会計基準の国際的調和化が“制度的”調和化であるといえ、是非はともかく、日本版概念フレームワークはその内容次第で(“制度的”調和化に呼応した)“理論的”調和化の役割をもつ可能性もある。

(2004年6月30日稿)

付記

本稿脱稿後、7月に「討議資料：財務会計の概念フレームワーク」(財務会計基準委員会)が公表された。拙稿「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題(二・完)」(『會計』第166巻第4号、2004年9月予定)では、特にその制度会計上の位置、新たな実現概念としての「投資のリスクからの解放」、そして「内的な整合性」の意義、の3点について論じているので参照されたい。

引用文献

- 新井清光[1984],「企業会計原則の発展」『企業会計』第36巻第1号(1984年1月)。
- 安藤英義[2003],「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『會計』第164巻第3号(2003年4月)。
- 石川純治[1995],「原価・時価論争と資本循環シェーマ」『経営研究』第46巻第2号(1995年8月)。
- [1999],「金融商品の時価評価と財務諸表論 - その位置と再構成可能性 - 」『産業経理』第59巻第2号(1999年7月)。
- [2000],『時価会計の基本問題』中央経済社。
- [2001],「減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第53巻第11号(2001年11月)。

現代企業会計の全体的あり方 (石川)

- [2002 a], 「書評：米山正樹著『減損会計』」『経営研究』第53巻第2号(2002年7月)。
- [2002 b], 「時価会計と資本利益計算の変容(上)」『経営研究』第53巻第2号(2002年7月)。
- [2002 c], 「時価会計と資本利益計算の変容(下)」『経営研究』第53巻第3号(2002年11月)。
- [2002 d], 「割引現在価値と会計配分」『経営研究』第53巻第3号(2002年11月)。
- [2002 e], 「利益の概念と情報価値 ディスカッション・a」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、第-2章所収、2002年11月)。
- [2002 f], 「金融商品会計の理論的基礎」『企業会計』第54巻第12号(2002年12月)。
- [2003 a], 「企業会計のハイブリッド構造」『會計』第162巻第1号(2003年1月)。
- [2003 b], 「書評：木村剛『竹中プランのすべて』」駒沢大学経済学会『経済学論集』第35巻第1号(2003年6月)。
- [2004 a], 「年金会計の計算構造と企業会計の今日的変容」『駒澤大学経済学部研究紀要』第59号(2004年3月)。
- [2004 b], 「企業会計の今日的変容」『三田商学研究』第47巻第1号(2004年4月)。
- [2004 c], 「時価会計導入は日本経済を弱体化させるか」『経済セミナー』2004年5月号。
- 井尻雄士[2003], 「米国会計基準とその環境」『季刊会計基準』第3号(2003年9月)。
- 上村達男[2002], 『会社法改革』岩波書店。
- 尾崎安央[2002 a], 「法定準備金制度の改正」『法曹時報』第54巻第2号(2002年2月)。
- [2002 b], 「配当可能利益の変容」『企業会計』第54巻第7号(2002年7月)。
- 大日方隆[2002], 「利益の概念と情報価値(2)」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、-2章所収、2002年11月)。
- 企業会計審議会[1999], 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」。
- [2000], 「固定資産の会計処理に関する論点の整理」。
- 岸田雅雄[2001], 「新株式制度の企業会計への影響」『企業会計』第53巻第12号(2001年12月)。
- 黒澤清[1964], 「企業会計原則訳解」(黒澤他『解説 企業会計原則』中央経済社、1964

- 年改訂版所収)。
- [1984],「企業会計原則の歩み」『企業会計』第36巻第1号(1984年1月)。
- 古賀智敏[1996],『デリバティブ会計』森山書店。
- [2003],「金融商品とファイナンス型会計のあり方」(古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求』中央経済社、第2章所収)。
- 斎藤静樹[1995],「企業会計における価値と原価」(前田貞芳編『変貌する社会と会計』森山書店、第8章所収)。
- [1998],「利益概念と資産評価」(中野・山地編『21世紀の会計評価論』勁草書房、第2章所収)。
- [2002],「総括と補足」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、終章所収、2002年11月)。
- [2003],「井尻雄士先生の講演にあたって」『季刊会計基準』第3号(2003年9月)。
- 鳶村剛雄[1985],『会計制度史料訳解』白桃書房。
- [1989],『会計学一般理論』白桃書房。
- 武田隆二[2003],「デリバティブと会計の認識基点」(古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求』中央経済社、第14章所収)。
- 千葉準一[1999],「黒澤会計学の展開」、「黒澤会計学の再検討」(合崎堅二監修『黒澤会計学研究』森山書店、第4、5章所収)。
- 辻山栄子[2002],「利益の概念と情報価値(1)」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、 - 1章所収、2002年11月)。
- [2003],「会計情報の機能と業績報告」『早稲田商学』第398号(2003年12月)。
- [2004],「資本市場のグローバル化と会計基準の国際化をめぐる」『会計ブ로그レス』(2004年9月予定)。
- 富岡幸雄[2003],『税務会計学原理』中央大学出版部。
- 日本公認会計士協会[1999],「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取り扱い」。
- [2001],「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」。
- 野口晃弘[2001],「商法改正と資本金の再構築」『會計』第162巻第5号(2001年5月)。
- 浜田道代[2004],「会社法現代化のあり方」『企業会計』第56巻第2号(2004年2月)。
- 番場嘉一郎[1984],「企業会計原則の発展」『企業会計』第36巻第1号(1984年1月)。
- 森田哲彌・宮本匡章[1996],『会計学辞典(第3版)』中央経済社。
- 弥永真生[2003],『「資本」の会計』中央経済社。

現代企業会計の全体的あり方 (石川)

米山正樹[2001], 『減損会計』森山書店。

———[2003], 『減損会計 (増補版)』森山書店。

I A S B [2002a], *The Income Statement (Reporting Performance), Project Summary, August.*

———[2002b], *Reporting Performance, Project Summary, October.*

———[2002c], *The Income Statement (Reporting Performance), Project Summary, December.*

———[2003], *Reporting Comprehensive Income, Project Summary, September.*

I A S C [1997], Discussion Paper “Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities” (日本公認会計士協会国際委員会訳「金融資産及び金融負債の会計処理」).

F A S B [1990], Discussion Memorandum, *Present Value-Based Measurement in Accounting* (企業財務制度研究会訳『現在価値』中央経済社、1999年).

———[2000], *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurement* (S F A C No.7).

Whittington[1983], *Inflation accounting: An introduction to the debate*, Cambridge University Press (辻山栄子訳『会計測定の基礎』中央経済社、2003年).